

参議院文教委員会會議録第十五号

昭和三十九年三月十七日(火曜日)
午前十一時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君
理事 北畠 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
加瀬 完君

委員

植木 光教君
木村篤太郎君
久保 勘一君
笹森 順造君
野本 品吉君
小林 武君
豊瀬 禎一君
赤松 常子君
加瀬 完君
小林 武君
豊瀬 禎一君
発議者 加瀬 完君
発議者 小林 武君
発議者 豊瀬 禎一君

國務大臣 灘尾 弘吉君
文部大臣 蒲生 芳郎君
政府委員 文部大臣官房長 小林 行雄君
文部省大学
学術局長

事務局側
常任委員 工業 英司君
会専門員

説明員
文部省大学
学術審議官 村山 松雄君

本日の會議に付した案件
○教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法案(加瀬完君外四名発議)

○委員長(中野文門君) たいまいより
文教委員会を開会いたします。
教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、文部大臣からの提案理由の説明を求めます。灘尾文部大臣。

○國務大臣(灘尾弘吉君) このたび政府から提出いたしました教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

このたびの改正案は、高等学校教育の充実に資するため、高等学校の教諭の免許状について特例を設けるとともに、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員の免許資格を向上させるために必要とされている在職年数の取り扱いを改め、教員の資質向上への意欲を助長しようとするものであります。

まず第一に、高等学校の教諭の免許状の特例を設けたこととあります。最近に至り高等学校の教育が普及し、その教育内容も漸次改善充実を見つちありますが、高等学校においては、小学校または中学校と異なり、普通教育とあわせて専門教育をも施すのであります。技能に関する教育、指導が特に必要とされる分野が多くなっておりま

す。これに対し、現行の教員免許状は、教科の全分野について、大学において所要単位を包括的に履修した者に授与されるためにならなくなってまいりました。特定の分野のみについて深く指導を必要とする場合に対処するためには必ずしも十分とは申せません。このため、特定の技能に関する分野に限って、大学の教育を受けたかいないかの別を問わず、文部大臣が行なう試験によって、教員として適当な資質、能力を有すると認められた者に対し、教諭免許状が授与されるものとし、現行の包括的な教科の一部に属する専門的な事項の教授を担任できるようにしたものであります。なお、この高等学校教諭免許状を有する者は、中学校におけるこれらの分野の教育を担任する教諭または講師になることができる特例を当分の間認めるとし、中学校における教育の充実に役立つよういたしました。

第二に、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員免許状について、その免許資格を向上させる場合に必要とされる在職年数の取り扱いを改めたこととあります。教員の上級免許状の取得は、良好な成績で一定年数勤務し、かつ、大学において所定の単位を修得した場合に認められることとなっております。この場合、各学校種別に教員の担当する職務の専門性に着目し、修得すべき単位はもとより、必要な在職年数も当該学校に関するものに限定することを原則としております。過般、盲学

校、聾学校及び養護学校の各部の教員の在職年数を、その者の所持する小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員免許状を二級免許状に上進する場合に適用するよう措置しましたが、今回これらの教員の職務の類似性にかんがみ、資格上進のすべての場合に在職年数を同様に取り扱うこととしたしました。これにより、教員の資質向上への意欲を助長し、当該教員の利益を保障できるものと考えます。なお、中学校または高等学校の実習教科関係教員の資格の上進の場合においても、実習助手を含めて、さきに述べたことと同趣旨の取り扱いをすることとしたしました。

この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終了いたしました。

○委員長(中野文門君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小林武君 大学院の問題について前回のお尋ねいたしましたことが、大学院新設置法の申し込みのあったものというのは、どのくらいあるわけですか。

○説明員(村山松雄君) 概算要求の形で新しく修士課程の大学院の設置の申請のございましたものは、ただいまちょっと正確な数を記憶しておりませんが、約三十件ほどあったように記憶しております。

○小林武君 これであれですか、申請のあったものについて三十件くらいというお話であります。文部省がこれについて、これは設置の基準に合わないとかということでの申請を認めなかったもの、許可をしなかったもの、あるいは文部省では認められけれども、予算の関係といいますが、大蔵省がこれを認めなかったもの、こういうものがあるだろうと思いますが、その点の内容はどうなっておりますか。

○説明員(村山松雄君) 大学院が設置されるための手続といたしましては、まず第一段階といたしまして、国立の場合ですと、当然、文部省がその議案を取り上げて大蔵省に予算の概算要求をするという手続が要るわけでございます。第二段階は、大蔵省がそれを認めて、予算の政府原案に載せるといいう段階でございます。それから次に、大学設置審議会に諮問いたしました上で、大学設置基準に照らしまして、可否を専門的に判定するという手続がございます。それと並行いたしました上で、予算の政府案に計上いたしました段階におきまして、御審議願っております国立学校設置法に、新規設置にかかわるものは載せまして、法律案を御審議願いまして、最終的には予算の成立、国立学校設置法の成立によりまして認め

られるわけでございます。その間におきまして、実質的にどういうやり方をするのかと申しますと、文部省といたしましては、まず大蔵省に予算要求をいたします段階に、大学設置審議会の専門的な審査があるというのを考慮いたしまして、それに通る可能性のあるものにまずしぼるわけでございまして、これは基準がございまして、現在の大学の実情とにらみ合わせまして、基準に適合するかどうかは、大体経験的にある程度見通しがつきますので、それによりまして予算の要求をいたすわけでございます。その見当をつけたものが、大体約三十件ほどあったわけでございます。大蔵省におきましては、内容的にむしろ予算のワクと申しますか、予算の毎年の実績と申しますか、去年、実は五大学、七研究科が認められたわけでございまして、予算の性質上、去年の実績をやや上回る程度というものを申しておいたわけでございまして、最後の十六大学、十七研究科に落ちついたわけでございまして、予算は、大蔵省の査定では従来の実績からいたしますと、かなり大幅なものが認められたわけでございまして、現在、大学設置審議会の審査も大体済んでおりまして、目下答申が出るのも間もない段階になっておりますが、内容的に細部の点、たとえば予定いたしました教員組織のうちで、ある方が弱いとか、あるいは予定しました専攻コースの中でどの部分が若干不十分だというような批評がございまして、一つの研究科が、設置審議会においてこれはまずいというような判定を受けたものはございまして、法律と予算が成立した

しますれば、予定いたしました十六大学、十七研究科は、設置審議会の設置を可とする答申を得まして発足できる状態に相なっております。

○小林武君 大学設置審議会というものはあれですか、法律ができてから審議するということになるわけですか、いまのお話だと。

○説明員(村山松雄君) 手続きといたしましては、予算の政府原案ができた段階で大学設置審議会に諮問をいたしまして、それで予算や法律案の審議と、大学設置審議会の専門的な審議とは並行的に進んでおるのが実情でございます。

○小林武君 そうしますと、実質的に大学設置審議会というものは、ここに、これが修士課程であろうと博士課程であろうと、大学院を置いてよいという審議ではないかというふうな、そういう審議の段階に於いて出た結論についてやるということであるならば、これは可否の問題は出てこないんじゃないですか。これは適当であるとか、適当でないとか、そうわれわれは考えるのです。いままであれですか、たとえば法律ができた、予算も通ったという段階で、これははなはだ不適当であるということ、大学設置審議会の意向によつて大学院の設置をためたなどというふうなことがありませんか。

○説明員(村山松雄君) 大学設置審議会は専門的な立場から、文部省が諮問いたしました大学ないし大学院につきまして、基準に合うかどうかを判定するわけでございまして、それ以上、大学院をどの程度つくるのが適当で

あるかどうかという点までは立ち及ぶものではございません。それから従来の実情でございまして、先ほども申しましたように、細部の点につきまして、若干、計画の修正を設置審議会のほうから指摘され、そのように処理した例もございしますが、一つの研究科が包括的に適当でないというふうな判定を受けた例はございません。

○小林武君 そうすると、大学設置審議会というものがやれる権能といいますが、権限といいますが、下す判定の限界というものは、基準に合うかどうかというふうなことを検討すると、しかも、もし基準に合わないというふうな場合があつても、それはきわめて細部の問題にだけ限られておつて、大学院を置くとか、置かぬとか、これは新設されるかが適当であるとか、適当でないとかいふような、こういう判定を下すというか、何というか、意見を述べるところではないわけですね。

○説明員(村山松雄君) 学校教育法上の建前をこ形式的に申し上げますと、大学設置審議会は、文部大臣が大学の設置の認可を行なう場合に必ず諮問しなければならぬ機関、こういうことになっております。そういうことになりましたと、国立大学の設置は、これは認可するわけではなくて、文部大臣がみずから設置するものがございますので、学校教育法の法文を形式的に読むと、大学設置審議会に諮問しなければならぬという法則は、必ずしも出てくるかどうか疑問がございしますが、新制大学発足以来、文部省では国立大学を設置する場合も、公私立大学を認可する場合と全く同様に、大学設置審議会の意見を徴しまして、その意見に

基づいて処理いたしております。それから設置審議会によつて設置の不可を判定された例は、これは実情としてはないわけでございますが、そういう場合には設置審議会が、ある学部なり、ある大学院なり、全体として基準に照らして不可であるという判定はなし得るわけでございますが、実績としてはまだそういう例はないわけでございます。

○小林武君 どうもいまの答弁はつきりしないですね。あなたの先ほどからおっしゃっていることからいへば、大学設置審議会というものは、とにかく新設をするかしないか、大学院を新設するかしないか、あるいは学部をどうするかというふうなことに、あるいは、あるいは大学をつくるか何となくいうことについては、特段の何となくいままでの例を見ても、そういうことをやめたことではないということになるわけですね、そういうことになると思ふのです。私はそれで文部大臣にお尋ねしたいのですけれども、大学院を置くとか、学部を置くとか、新設するとかいうそういう決定が、結局、大学設置審議会というものがあつても、それはそれほどの手続上の大事な役目を果たしていないとすれば、だれが決定するのか、これは結局大蔵省とか、文部省の役人が決定すると、こういうことになる、ちよつと何か日本の国立大学の設置について、何となくいふような、間違いでないかというふうな疑問を持つわけですね。もう少し大学の設置とか、大学院を新設するとかいうことについて十分な議論をする場所があつていいのではないかと、こう判

断するものですから、こういうことについて文部大臣はどうお考えになつておりますか。

○国務大臣(澤田弘吉君) 立法論的に考えますれば、お考えのような御意見もあろうかと思つております。現行法のもとにおきましては、国立大学を設置する場合は、国が設置するわけでありまして、したがつてまあ語弊があるかも知れませんが、文部大臣が責任者としてこれが設置をきめる、こういうことにならうかと思つて、ただ、実際問題として、しかし慎重に扱わなければならぬので、公私立大学について認可いたしますと同様のことを設置審議会に諮問をいたしまして、検討をお願いして、文部省として、その設置審議会の結論というものはもちろん尊重してまいらなきやならぬと思つてございまして、でも、そういう関係でございまして、設置審議会が従来の実績から申しまして、根本的に不可であるとかいうふうな結論のものはないと思つて、それはそれだけに文部省としても、大学あるいは大学院を設置することについては相当研究して、設置審議会に通知しないようなものは予算の要求をしないというぐらゐのつもりでやっておりますので、実績上基本的に否定されるというようなことはなかつたのではないかと申します。私は現行法のたてまえから申しますれば、従来のような取り扱いで十分ではないかと、かように考えております。

○小林武君 まあ心配いたしますことは、大学院並びに学部を新設すると、こういう問題については、私は役人がその案をつくつたからといつてたいし

て文句をいうわけではありませんけれども、ただ、文部省内の事情の上だけで判断するといふようなこと、あるいは大蔵省でいえば金の上だけで判断して大学の施設設置といふようなものを決定するといふようなことでは、これはやっぱり趣旨に合わないのではないかと考へるわけです。いま文部大臣がおっしゃったように、大学審議院に諮問してというが、先ほどの審議院の説明によると、これはきまつてしまつたあとに大體形式的に審議に付すといふような、こういうような意味にとれる答弁をしてゐる。したがつて、いままでにおいても大学審議院から活発なあるいは積極的な意見が出たような事例もないといふ話です。これは非常に私は機關を十分重視して活用してないといふような氣持ちもするんですね。もう一つ文部大臣の學術顧問といふのがあつたわけですね、この學術顧問などといふのは、こういう問題については意見を述べ、あるいは諮問されるといふようなことではないわけですか。

○國務大臣(尾崎弘吉君) 學術顧問にこの種のことを諮問した例はないと存じます。もちろん御意見があれば十分承つてよろしいのでありますが、別にそういう意味の諮問機關としては今日までは扱つた例はないようでございます。

○小林武君 大學設置審議院についての文部大臣の諮問といふのはあれですか、先ほどの審議院の答弁とはちつと違ふと思うのですけれども、たとえば、申請が約三十件くらいあつたと、こう言つておる、そうすると、その三十件が全部通るか通らないかわからな

いわけですから、それについて具體的に一體基準に合うのかどうか、これは設置すべきであるとか、しないほうがよろしいとかいふことを、当初に大學設置審議院にかけつていくのではないに言われているわけですね。文部大臣のほうは何かそこに、かけられてから答申を待つてやられてゐるようにも言われているのだが、その間はどうかですか。

○國務大臣(尾崎弘吉君) 私は審議院のお答えしましたと同じような心持でお答えしたつもりでございますが、設置することは、これは國がやるのであります。多少語弊があるかも知れませんが、文部大臣がきめる、しかしお金の相談は大蔵省としなければならぬことになるわけでありまして、そういうたてまえの上で立つて大學設置審議院に諮問をいたしておるわけでございます。従来から設置基準といふものもございまして、従来の例もあつたもので、文部省としましては、設置審議院にかけて文句の出るようなものも、持ち出さないといふぐらゐのつもりで、予算等の措置をいたしておるわけでありまして、その上に立つて設置審議院に諮問をしておる、こういうふうになりまして、設置するかしんないか、こういうふうな問題は根本的には文部大臣の権限にあることとあります。これをむしろ技術的に専門的に御検討をお願いいたします、こういうふうな意味合いに私は了解いたしております。

○小林武君 質問の意味もあんまりあなたの答弁と食い違つたような質問をしてゐるわけではないと思つたのですけれども、設置するかしんないかといふよ

うなことを決定するのは文部大臣だ、これはいいですよ、それで、ただ、条件がそろつてゐるかどうか、これについてこういう見解を持つておるといううなことを述べないならば、設置審議院といふものは無意味だと私は思ふんですね。そういう意味も聞かないといふことですか、文部大臣の言ひの

○國務大臣(尾崎弘吉君) 設置することの可否と申しますよりも、設置せんとする大學あるいは大学院についての専門的な検討をお願いする、こういうふうには思つております。

○小林武君 大學局長にお尋ねいたしますが、大學設置審議院において大學院、學部の新設について具體的にどういふことを諮問するわけですか。

○政府委員(小林行雄君) ちよつとおきてまいりましたので、経過をはつきり存じませんが、あるいははつきりあるかも知れませんが、そのときはまた御指摘をいただきたいと思います。

大學設置審議院は、御承知のように、學校教育法に根拠規定がございまして、設置の認可について諮問をするといふことになっております。これは御承知のように、國立大學だけでなしに公立私立の大學を通じての原則でございまして、國立大學に關しましては、ただいま文部大臣が御答へ申しましたように、最終的には設置することについて最終責任者は文部大臣でございます。ただ、おおよそ國立でございまして、公立私立と同じように設置審議院の審議を経るというたてまえになつておりますので、文部省として設置をしようと思つた大學について、大學設置基準に照らして、たとえば、施

設なり設備なり、あるいは校地、あるいは教員組織が、これで妥當であろうかどうかといふようなことでも、設置審議院のいろいろな検討を経まして、その答申を得るということにいたしておるわけでございます。

○小林武君 大學局長にもう一ぺんお尋ねいたしますが、先ほど審議院のほうから、大學院を新設してもらいた、こゝういふ申請のあつたものは約三十件くらいあつたんじゃないか、こゝういふわけですが、そうすると、その三十件ごとくが、たとえば認可すべきかどうかといふことを大學設置審議院にかけるとか、それともその前に文部省としては大體このくらいといふようなことをやつて、予選といふものですか、幾つか選んで、そうしてそのことについて審議を要求するの、これはどちらでございませうか。

○政府委員(小林行雄君) 大學院の修士課程の新設につきましては、昨年と申しますか、三十八年度からこの問題を文部省として取り上げまして、年次計画をもつて整備をしたいといふふうにかつたわけでございます。文部省の考へたわけは、四年制の大學で伝統もあるし、かつ大學自体として教員組織も十分充実されておる、それからまた、そこにおられる先生方のいわゆる研究活動も相當成果をあげておられるといふようなところを、実は選びまして、この選んだものについて年次計画でつくりたいといふことを考へておるわけでございます。したがつて、もちろん私も腹づもつておるもの以外にも、大學院をつくらうと思つたといふ御希望はありますけれども、私の考へとしては、た

だいま申しましたような基準で一応幾つかのものを選びまして、そのものについて予算の折衝をし、また予算が一応予算案として獲得されました場合に、この大學設置審議院で御審議をお願いする、こゝういふ形にいたしております。

○小林武君 そうすると、結局は大學設置審議院に諮問されるところのものは、すでに文部省で申請されたものうちから幾つか選んだそのものについてでございませうか。

○政府委員(小林行雄君) さうでございます。

○小林武君 そこで私はかなり問題を感じるところなんです、大學側が申請をする場合に、大學院を新設して、これは大學の新設もあるでせうけれども、大學院の新設が一つ適例だと思つたのですが、大學院を新設したいといふからには、やはり文部省が考へてゐるような基準、また大學自体が責任をもつてやれるような体制が整わないのにやるといふことは、大學關係者としてはまああまりないのではないと思つたのです。こゝういふ大學の意向といふようなもの、しかも新制大學であれば、かなり全国的に配置されておるのですから、その地方の學問、文化といふようなことから關連して、どうしてもいふやうな要望があつた場合に、文部省がそこでこれを決定した、文部省がそこで決定してしまつたといふやうな決定をしてしまつたといふやうな方法ではないように思ふのです。この点については尾崎文部大臣は、文部省で自由に選んで、選んだものの中から設置審議院に聞くのはきつめて限られた、私から言へば、單に技術的な問題を聞くといふ程度にとどめたほう

が、将来の日本の大学の発展の上からいっても正しいとお思ひになりますか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 正しいとか、正しくないとかいう問題ではないと私は思うのであります。どこにどういう大学をつくる、あるいはどの大学にどういう学院を設置するかというふうなことは、もちろん学校側の意見も聞かなければならない。同時にまた国としてその適否を考えていかなければならぬ。ただ実際問題として考えますれば、申請したものを全部通せばそれは文句がないわけでありまして、それは、しかし、やはりおのずからそこに財政その他の制約もございますし、一挙に希望どおり解決するわけにはいかない。ことしはできぬが来年まで待つてくれ、こういうふうな場合もあり得ることです。申請されたものにもっと検討してもらいたいという場合もありまして、いまのような財政その他の関係で、この程度でことしはとめておけという配慮もなければならぬ場合もございますから、一がいそれが正しい方法とか、正しくない方法とかいうふうにはお考え願わないように、ひとつお願いしておきたいと思ひます。

○小林武君 だいた正しくないとか、正しいとかいうことにこだわって御答弁になったようですが、私は文部大臣としてお考え願わなければならぬことは、やはり日本の学術の振興ということから大学の問題を考へていただかなければならぬと思ひます。それにはやはり申請があったから全部通せばいいというわけのものでもないということとは私も知っておるわけでありまして、

できれば一番いいのですけれども、なかなかできないという状況にあることだけは間違いない。そうすると、その適否という問題が出てくるわけですが、あるいは適否の問題は大した区別することではないにしても、予算上あれからどうしてもというふうなこともないとも言われない。いろいろそういう事情はあるとしても、一体適否ということを決める段階のことは、私はこれは国の権限だからといって、これは単に、結局文部官僚の人がいいとか、悪いとかいうようなことを申し上げておるわけじゃないのですけれども、その範囲のことできめてしまふということはどうか。たとえば大学設置審議会というものもあれば、これは学術顧問というものがどういう役目をするのか、その細部にわたってよくは知りませんが、しかし、学術顧問と言うからには、少なくとも大学の問題を取り扱つたところで、これは間違いないでしよう。そういうものに諮問をしてみる、こういうことが私はやはり大学の教育を振興させるという角度から言へばいいのじゃないか。これは文部省の権限だから文部省がやることは何ら不当でないとか、これは適当であるとかということをお話しになること自体が、少し幅の狭い考え方じゃないかと思ひます。質問したのですが、この点について、そういうものについても、広くひとつ諮問をするなり意見を徴するなりするということはお考えはないわけですか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 学術顧問の問題につきましては、私は文部省の仕事の中で、特に御相談申し上げたいというふうな問題を御相談申し上げているわけです、個々の、どこの大学をどうするかというところについて御相談申し上げるつもりはいまのところは持っておりません。ただ、日本の大学制度を一体どうするかというふうな、これはかりの例であります。そういうふうな問題について、あるいは御意見を伺うということもあり得るかと思ひます。あります。一々の大学の設置、あるいは大学院の設置等につきましては、少なくとも現在御願ひしております学術顧問の方に御相談するようないことは、いままでもございまして、私た

○小林武君 大学設置審議会にはどうですか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 大学設置審議会につきましては、先ほど来お答え申し上げておる通りであります。御意見は御意見として伺つておきまして、今日までの取り扱ひというものが、つきましては、私は御了承いただいていいのじゃないかと思ひます。

○小林武君 たいへんかたくななお考えのようでございまして、申請が非常にたくさんあるということ、三十数件あった。これは全部満了することができないというところは、これはある程度いまの予算の関係から言へば納得できないこともない。そうすると、やはり適否の問題ということになる、そういう問題については広く意見を徴するということ、これは文部省の権限がどうされたかとか、権威が失墜したという問題ではないように私は思ひます。そういう意味では、日本の大学教育を振興させるという意味で、大所高所から広い気持でもって、

ひとつあらゆる方面の意見を聴取されて御決定いただくようにしていただきたいという要望を申し上げておきます。

次に、私は前回のときにお尋ねをしたのですが、教員養成大学には大学院を置かないという御答弁があった。これについては私は一つ二つの疑問を持っています。と申しますのは、教育の進歩、学問あるいは技術の進歩というふうなものがだんだん要求されるようなときに、教員の養成については、さらに資質の向上について努力をしなければならぬ。いまの大学の教員養成については問題点がたくさんあるようにあります。こういう意味で諮問もされておるし、それに対する答申などあれば、あるいは教養審というふうなところから、いささか筋違ひみたいな意見が述べられておるという形も考えあわせまして、私はどうしても教員養成大学に大学院を置かないというのには、理屈に合わないんじゃないか。もっと教員養成というもののついて力を入れなきゃならぬ、四年制で足りなければ五年にしたほうがいいという意見だつてないわけじゃないし、あるいはよその国で五年制にしたところもあると聞いておる。それを教員養成については大学院を置かないと、こ

○小林武君 それでいまの局長の答弁ですと、大学院を置くということについて十分検討されると、こういうこととでございまして、私の考えますに、大学院というのは、いまの状況でいったら、新制大学に修士課程のものなら全部できるんじゃないかと思ひます、この趨勢でいくという。ひと

○政府委員(小林行雄君) 従来設けておりました関係もあるかも存じませんが、これはあれですか、教員養成の大学からは大学院を置きたいというふうな希望はないのですか。

○小林武君 局長にお尋ねいたしますが、これはあれですか、教員養成の大学からは大学院を置きたいというふうな希望はないのですか。

○政府委員(小林行雄君) 従来設けておりました関係もあるかも存じませんが、これはあれですか、教員養成の大学からは大学院を置きたいというふうな希望はないのですか。

○政府委員(小林行雄君) 新制大学発足以来、教員養成の学部については、ただいま御指摘のございましたように大学院を置いておりません。御指摘のございましたように、国の教育全般の振興ということからいいますと、教員養成関係に力を入れなきゃならぬ、不断の配慮をしなければならぬことは、ただいまお話しをいたしましたとおりだと思ひます。従来、この教員養成大学につきましては、研究科というふうなものを、いわば大学院のかわりに、だんだん設置をしまひつておるわけでございますが、今後、教員養成大学につきましても、大学院の設置ということについては十分検討しなければならぬと思ひます。中央教育審議会等で、教員養成制度の改善についての御答申の中にも一部そういう点に触れておるところがございまして、十分検討をいたしまして、その線に将来沿つてまいりたいと思ひます。

○小林武君 局長にお尋ねいたしますが、これはあれですか、教員養成の大学からは大学院を置きたいというふうな希望はないのですか。

○政府委員(小林行雄君) 従来設けておりました関係もあるかも存じませんが、これはあれですか、教員養成の大学からは大学院を置きたいというふうな希望はないのですか。

○小林武君 それでいまの局長の答弁ですと、大学院を置くということについて十分検討されると、こういうこととでございまして、私の考えますに、大学院というのは、いまの状況でいったら、新制大学に修士課程のものなら全部できるんじゃないかと思ひます、この趨勢でいくという。ひと

○政府委員(小林行雄君) 従来設けておりました関係もあるかも存じませんが、これはあれですか、教員養成の大学からは大学院を置きたいというふうな希望はないのですか。

り教員養成大学だけ置かないと、そういうことになりますと、私はやはり教員養成大学の問題を取り上げて資質云々とされている側からいえば、時代逆行的な行き方だと思ふのです。だから、この点についての検討は私はなすべきであるし、早期にこの問題の解決をはかる必要もあるのではないかと思ふのですが、この点について、ひとつ、あまりのんびりでなく、御検討いただきたいと思ふのです。それにつけても、工業教員の養成、これは三カ年でしたかね。あれを一体いつまでもおやりになるつもりなのかどうか。このごろは即席何とかというのがあるのですね、あれが即席何とかというのになると、あとが即席何とかというのとは、われわれの経験からもたくさんあるわけですね。たとえば小中学校の教員が足りないといつて、たくさんいるものをつくったあとに、今度はその再教育もよくできない。そういうことで、教育の質が低下したというようなことは、逆につくった当人のほうから攻撃するといふばかたがたが起つてくることも知つてゐるわけですね。あるいは昔こういう臨時教員養成所というやうな、いわゆる中学校教員ですね、中等教員の養成についても、やはりそういう問題があった。だから、もうそろそろこのことについてはお考えになったほうがよろしいんじゃないか。ほんとうに技術振興ということをお考えになるならば、もっとなおにといつたら悪いけれども、われわれも十分指摘しているわけですから、あるいは入っている学生もたいへんどう

も心もとないと思つてゐるわけですから、とにかくあれを四年制の学部にするなり何なりしてやつたらと思ふのですが、どんなお考えですか。
○国務大臣(灘尾弘吉君) 当面の必要に迫られてつくれたものであります。まあ当然のうちということでは出たものであります。実際の状況から申しまして、これを必要としないといふふうな事態になつてきますれば、これはそのつもりで考えていかなければならぬと思ふのであります。そういう時期がまいりますれば、その措置について研究はもういいたしたいと存じております。なお、具体的なこととは政府委員からお答えいたします。
○政府委員(小林行雄君) 現在の国立工業教員養成所は、御承知のように、高等学校の工業教員が非常に逼迫いたしました。その採用に各府県とも非常に困難をしたという事態に對処して、臨時の措置として発足したものでございますが、この三月に初めて生徒が卒業するといふ段階でございまして、従来からの、私どもの工業教員養成の計画から申しまして、まだこの需要に對する供給の關係が緩和されたといふ段階ではないと思つております。
たゞいまお話のございましたように、この点が十分改善されまして、この工業教員養成所の臨時養成ということが必要でない時代になりますれば、その後の措置については十分検討いたしたいと思つております。

りますけれども、私はそういう気持ちで逆に工業教育を振興させよう、質的にも量的にもひとつ拡大し、高めていこうというやうなお考えを、逆に私は足を引っぱつてゐるやうな結果になつてゐるんじゃないかと思ふのです。できれば、私はいまのようなお二人の御答弁でなく、そろそろ改めようとしていくと、すなわち言つてもいいかたつたのですが、必要あるうちはいつまでもやりますという、そういう御答弁ですと、大体当然の間というものは、十五年、六年から、ひどいときには二十年から三十年かかるわけですから、そういうことになる、私はたいへんだと思ふのです。このことについては、いまここで、いろいろなやういふやりとりをやつてもしょうがありませんからやめまされども、早急にこの問題のひとつ解決方を御考慮いただきたいということ、もう一つ、私はやはり何といつても力不足であることだけは間違いないと思ふのですから、これは、そしていまのような技術の進歩の段階においては、私はやはり教員自体が、そこを卒業した者自体がかなりひげ目を感じてゐるということがあるわけですから、これについては特段の何らかの、将来本人の身分なり給与なり、その他いろいろな問題にかかわることでもあるし、それから一面には学校の中におけるところの仕事の面に大きく影響するところですから、もう出た次から、これについてどういふ一体系教育の手当を講ずるのかというやうな心がまえを持つべきだと思ふのですけれども、文部大臣はどうですか、そういう手をおのうちから打たなければならぬとお考えになっております

か、具体的にそういうことをやらなければならぬとお考えになっておりますかどうか、お答え願ひます。
○国務大臣(灘尾弘吉君) 大学局長からお答えいたします。
○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように、本年の三月に初めて学生が卒業するといふ段階でございまして、したがつて、これがそれぞれの工業学校で教員になるわけでございますが、私どもの考え方としては、他の教員に比べて専門科目については、知識等が特に不足しておるといふふうにはまだ考へておりません。したがつて、ただいま御指摘のございましたやうな再教育の方法というやうなことにについては現在のところ考慮いたしておりません。ただお話のございましたやうな身分、給与という面については、十分私どもとしても措置をとらなければならぬといふ考へでございまして、給与等につきましても、大学の卒業者に劣らないやうな措置を、大体、人事院等とも話し合ひをいたしたわけでございます。たとえば給与の額にいたしましても、一年たつた場合に必ず大学卒と同等の給与になるというところでございまして、初任給の手当につきましても、大学卒と全く同一の額を支給するといふ措置をとつてもらつておるのでございまして、そういう面ではできただけの待遇方法を考へていきたいと思つております。
○小林武君 そのことについてはもう言わないつもりでしたけれども、いまやうな御答弁であつたらもう一言だけ言つておきたいのですけれども、やはりあなたのお考えの中に、三年で大丈夫です、こういうお考えはやはりす

なおに、そうでないとお答弁なすつたほうがいいと思ふのです。学生諸君が僕らのところに来て、心もたなくてしやうがないといつて何べんもきたのですよ、文部省あたりにもおそくそういうことがあつたのじゃないですか、三年間、しかも設備は悪い、教官のとかく定員は少ない、勉強しているのか何かわからぬといふ状況に置かれて、われわれはいつでもあせつてゐるのだといふやうなことを言つてゐるやうな状況の中で教育されたのが、あなたのお話ですと、こし出るといふことになつてゐるわけですね。そうしますと、しかも四年制の大学でなくて三年制だといふことについても、非常に彼らは自分の力の足りなさといふことを考へてゐるわけですから、そういう点は、そういう形式的な御答弁でなくて、やはり弱いところは弱いとおしやつて、そして次の段階のことをお考えになつていただきたいと思ふのです、教育の問題なんです。それから、そのあとには、あなたたちは、いま大丈夫ですと言つておきながら、資質ははなはだどうも劣つてゐるの、みんな教員が悪いやうに、あとになると言ひ出すやうな、そういう言い方はやめてもらいたいと思ふのです。やはりこういう臨時的な即席的なやり方でやつた制度の欠陥といふものを十分認められて、その上に立て、ばくは手当の早いほうがよろしいと思ふのです。この点はひとつ私のほうから御要望申し上げておきます。
それともう一つ、いま初任給がどうだとか、いろいろお話がございましたが、私はいま一年や何かのことは問題

ないと思うのです。しかし、私も長いこと教員の中におりまして、これは十年、二十年あるいは三十年というように長い目で見るというと、そうでもないものなんです。たとえば高等師範を出た者と臨時教員養成所を出た者が、どういう差がついていくかというふうなことは、われわれもこの目で見てきているわけですね。あなたたちも給与その他について変遷をお考えになって、直接手をつけられた方だから十分おわかりのことだと思ふのです。だから、そういう点、私は形式的なことをおっしゃらないで、やはり三年のものについて何らかの現職教育とか何とかいろいろなやり方があると思ふすけれども、何らかの方法を講じて、これらの人たちが犠牲者にならないような方途を、やはりお考えになっていただくことが私は正しいと思ふのです。その点について、何もあげ足をとってどうということではありせんから、將來のことを心配して申し上げるわけでありせんから、ひとつ御検討願いたいと思ふわけですね。

○豊瀬一君 いまの問題に関連して小林局長にお聞きしますが、おとし養成所の生徒がストライキをしたのは御存じですか、全国にわたって。

○政府委員(小林行雄君) そういう動きがございましたが、その際に、授業放棄に出たのは一部であつたと思ふますが、全般的にそういう動きがあつたことは存じております。

○豊瀬一君 そのときの不満事項を言つてもらひなさい。

○政府委員(小林行雄君) 書面を持っておりますので、一々は当たつておられないかと存じますが、一つは施設、設備が全く悪い、これは建てる前のことでございましたからやむを得なかつたと思ふます。それから一つは、現在の養成所の制度では単位が少なくて十分な学力がつかないのじゃないかという不安、それからもう一つは、できれば工業教員養成所を卒業したあとに大学に入れるような方途を考えてもらいたいという、この三点であつたと思ふます。

○豊瀬一君 養成所の責任者から、あるいは責任者の協議会から、あなた方に、養成所の手当に対する不満について今日まで何も意思表示されておられません。あつたら答えてください。

○政府委員(小林行雄君) 年に数回、養成所長の会議をやつまして、ただいま御指摘にございましたような問題等につきましても、十分責任者たちから意見を聞いております。

○豊瀬一君 専任の講師等が手当が少ないという理由だけではないでしようが、忙しとか、いろいろの理由で割り当てられた時間に講義にこないということも不満の一つであつたと、私は直接九大その他から聞いておるのですが、現在、養成所の中で兼任講師等が、理由のいかんにかかわらず講義に欠講することが不満として残つてゐることは全然ありませんか。

○政府委員(小林行雄君) 問題の起こりました当時は、この養成所制度の発足間もない時期でございましたので、ただいまお話のような事態があつたかと思ひますが、最近におきましては、兼任講師が授業にこない、割り当て時間に講義にこないというような話は私ども聞いておりません。

○豊瀬一君 どうかの養成所で一年に一度あつたという事態なら、私は何も国会で聞きませんけれども、いまは大多数、ほとんど解消されておる実情である、こういう把握ですか。

○政府委員(小林行雄君) 発足当初では定員を埋めるといふこともなかなか困難な事態でございました。ほぼ一年かかつて大体一〇〇%の充當をしたというふうな状況でございました。その兼任講師の問題につきましても、現在では特に調べたわけではございませんけれども、これについての不満というふうなことにしては、私ども全然聞いておりません。

○豊瀬一君 当時の不満の一つの具体的な現われとして、養成所では大学でないという、学校でないということに、工業教員養成所協議会ですか、この人たちが、それから九大の工学部長ですか、担当しているのは、養成所長はもちろんだと思ひますが、学校制度でない、大学でないという不満は養成所の生徒については解消しておりますか。

○政府委員(小林行雄君) この工業教員養成所を設置いたしました一つの大きな理由といたしましては、現在、大学の工学部を卒業した者の中には相当教職課程等を取りまして、教員の免許状を授与された者があつたわけでございます。それからまた一部の国立大学等におきましては、工業教員の養成課程というものを設置しております。その卒業生もあるわけでございます。この卒業生としましては、産業界等の好況等もございまして、全部免許状所有者がそちらのほうにいつてしまふ。したがつて、四年制の大学で工業教員を養成しようとしたとしても、現在の状況では無理ではなからうかというの、この工業教員養成所を大学にしない一つの理由になつておるわけでございます。もちろん入りました学生は、これが大学じゃないに養成所であるというところは知りながら入つたわけでございますが、入つた後にそういうことを言つておられた学生もあるわけでございます。その点につきましても現在は多少残つておるかも知れませんけれども、だからといって、これを私はすぐ四年制の大学にしなければならぬというふうには現在のところ考えておりません。

○豊瀬一君 質問したことは端的に答えなさい。法案の趣旨は私も審議して国会で取り扱つたんですから、いま三年後にあなたから説明してもらつてぬでもいいです。私は大学でないというところには現在もかなり多くの学生に不満が残つておるという把握を、学生からも、養成所の責任に当たつておる人からも、三十八年度についても聞いておるのですが、その不満が大多数解消したと判断するかしないか。

○政府委員(小林行雄君) 大学でないというところについては不満は私どもは聞いておりますが、この養成所を出た後に四年制の大学に編入学できるような措置を、できたに講じてもらいたいという御希望は聞いております。

○豊瀬一君 初めて設置した年から、毎年、養成所の生徒が途中で失望して大学受験の希望があつたり、退学をしたり、また実際に大学に出ていつたりしておると思ふんですが、各養成所ごとにその数の把握ができておりますか。あるいは養成所ごとにそういう

○政府委員(小林行雄君) 私は数字は現在保持しておりますが、入学した者がこの三年間の間に抜けていったというふうな状況については調査できると思ひます。また、いろいろ養成所長会議等でこの問題について意見が出たこともございますので、各養成所ごとに正確な数字を申しかねるか、も存じませんけれども、大体のことはわかると思ひます。

○豊瀬一君 小林委員も指摘されたように、あなたは教員養成の文部省の中では最も直接責任がある人ですから、単に何人大学に逃げていつたとか、あるいは途中退所をしたというところだけでなくて、当該学生がどう不満を持つておるか、何を改善してもらいたいと思つておるか。特にかなり多くの人が試験に落ちるから大学に逃げ出していないけれども、いまのままで教員になつては将来自身が狭いという思いの中で大学等に転学したいという気持ちがどの程度あるかというところは、この法案を審議する際に私も将来の教員の資質の問題として強く憂慮したところですね。こういう実情について、緊急にやむを得ないからという理由で変則の養成を行つておられるんですか。設備、施設だけでなくて、当該学生がどういう気持ちを持ち、どういう不満を持つておるかは、つど調査されうのです。このことに対する養成所の抽出でもよろしいですから、特に不満があつたところは局長は御承知のとおりですね。そうしてその大学では、たとえば数学等が受験の際に百点満点で

二十何点かの者も収容しなければ満たないような状況があったことも御承知のとおりです。私が言いたいことは、せっかくつくられた養成所が人々に歓迎されてないし、望ましい人材の確保ができていないということです。こういう問題につきましては、形式的な調査ではなくて、十分調査をして、具体的に毎年これを改正するように努力していかねば、初任給は同じに扱います、将来も大学並みに扱いますというだけでは、教員の質的な確保といふのはできないと思うのです。十分調査して、後日そのことに對して答弁ができるようにしておいてください。

○小林武君 先ほど教員養成大学の大学院についても十分検討するということがありましたが、先ほど申し上げましたように、中教審の答申とか、あるいは教養審の建議の趣旨からいっても、置かないのはちょっとおかしいのではないかと、私の一つの疑問があったのです。もう一つ、それから疑問にするところは、免許法の別表第一にもあるように、高等学校一級普通免許状というのは「修士の学位を有すること」というのがありますね。そういうことになる、大学院を置かないということになる、一体、高等学校の教員はどういうことになるのか。ぼくはそのことを非常に考えるにおいて、文部大臣のこの前の、ただ開放性を否定するだけではないかということが、ここに当てはまっているのではないかと、ちょっと勘ぐってみたいのですが、それが、そうでもないと思っているのですけれども、やっぱり無理がありませんか、この点なんかも。高等学校の教

員というものについて別に考えがあったら述べていただきたいし、無理があったら、やっぱり先ほど言ったように、教員養成大学の大学院というものは早急にこれは考慮しなければならぬことじゃないかと思うのですが、どうでしょうか、局長にお尋ねします。

○政府委員(小林行雄君) 教員免許法の関係で、高等学校の先生につきましても、一級普通免許状は修士の学位を有する、あるいは大学の専攻科云々というところになっておまして、この一級普通免許状の関係はいわゆる専門科目の関係でございまして、現在までは、少なくともそれぞれの大学の、たとえば教員養成学部でなしに、文学部なり理学部の大学院を置かれたもののその修士の学位というふうに従来呼んでおたわけでありまして、教員養成学部自体といたしましては、現在までそういうことがございまして、結局まただんだん戦後伸びてまいりましたので、研究科等を設置してまいりましたので、研究科等としまして、将来の問題としては、先ほどお答え申し上げましたように、教員養成学部についても大学院というものを十分慎重に検討すべきものと思っております。

○小林武君 将来将来と、将来がどこまでいくのか心配なんですけれども、あんまり遠いことをおっしゃるのであれば、これは適当なお考えじゃないかと思うのです。聞くところによりますと、たとえば東京都の高等学校の教員というのは修士課程を終えた者を要求するとか、それからあるいは学科によっては博士課程の者でなければならぬ学校はとらぬというように言うというふうなことを、若干、これは私が

調査に行ったのではないのですけれども、聞いています。しかし、これはあながちうそでもないように聞いていますのですね。そういうことになりましたと、私は東京都だけがそういうふうなことを言っているということではなくて、これは当然教員というものの対する資質の向上というものは、ひとり文部省だけが要求しているのではなくて国民全体が要求しているのですから、だから、まあどの県でもそういうことが起こってくるのじゃないかということが起りますと、あまり遠い将来のことをおっしゃらないで、お認めになるならば、そのほかの大学が全部できちゃってもまだというふうなことであつては、これはおかしいと思うのです。ただ、しかし、教員養成そのものについて文部省でいまはきつしたものをお持ちになつておるか、教員養成についてはかくかくのものを持っておるか、これは灘尾文部大臣に私も質問したのですけれども、大臣の御答弁からはまだはきつしたものをお持ちでないように私は聞いておる。そうすると、はきつしたものをお持ちでないとするならば、私はこの問題は早急にあなたに検討の必要がある。また教員養成対策について早急にひとつ案を立てなければならぬと思つていらっしゃるのなら、私はとにかくガラス張りの中でひとつやつてもらいたいと思つたわけなんです。これは局長に申し上げるのでなく、文部大臣に申し上げるのでなく、でも、そういう希望をひとつ申し上げておきます。

それと局長にお尋ねいたしますが、大学院に進学するという者が非常にふえておる、このごろそういうふうになつておるのですね。東大工学部の卒業者の四割が大学院進学だ。応用化学系の者だという七割近くが大学院を志望しておるというふうなことを聞いておるわけですか。これは東大は一つの例ですけれども、数字を見ますというところ、これは新聞に出た記事ですから間違いないだろうと私は思うのですけれども、昭和三十八年は大体そのくらいで、昭和三十九年は大体そのくらいに見えておりますが、このようにふえておるのです。これは東大だけの問題でしょうか。それともそのほかの大学にも全般的に見られる傾向でございましょうか。

○政府委員(小林行雄君) 大学院への進学者の傾向でございまして、従来も理工系関係の大学院は人文社会のほうに比べて率が高かつたわけですが、いまは、その伸び方がここ数年特に非常な勢いで伸びてきております。これは必ずしも東京大学だけでございまして、それ以外にも京都、大阪、その他の大学院でも顕著な例がございまして、工学部あるいは薬学部の関係が一番顕著でございまして薬学部はすでに大学院の入学定員をオーバーしておるという状況でございまして。

○小林武君 私お腹が減りましたので、ひとつここで簡単にやりますから……。そういうふうな大学進学者は非常にふえたのですね。ふえてきたということだが、大学院に専任の教授というのはいくつかあるわけですか。大学院だけを教える教授というものを持っておる大学があるわけですか。

○政府委員(小林行雄君) 国立大学につきましては、現在、大学院だけを担当して学部を担当しないという教官は制度上認められておりません。私立の大学等では一部そういう形の大学もございまして、しかしこうした大学と大学院との関係については、やはり全般にわたつてはございせんけれども、一部の教官については大学院専任という形のものを考えていいのではないかと、この意見がございまして、私も、私どもとしては検討をいたしております。ただ、これは大学並びに大学院の制度についての考え方に非常に大きな影響がございまして、慎重に検討しておるところでございまして。

○小林武君 検討しておるところでございまして、そのうち質問したいのですけれども、先を急ぎますから、それはまたいずれやることにしまして、大学院の進学者がどうしてこのようにふえるかという理由ですね。これが一つ問題だと思つたのです。どうしてこんなに増加するのか。その増加する理由が今度明らかになれば、いまの教授陣で一体大学院というものの実績を上げることができるとかどうか。制度上というふうなことをあつさりおっしゃつたけれども、制度上のことだけでなく、大学院に入れたからには、これは高度の職業人をつくるにしても、学者をつくるにしても、研究者をつくるにしても、金をかけてやるのですから、また日本の将来のことからいっても能率を上げなくちゃいかぬ。そういうことになる、一体、教授陣もこれでいいのかどうかということになる。そうすると、さらに発展してま

いりまして、いまの大学院の学生についての性格がどうもあいまいだという批評があるのです。一体、学生なのか、それとも研究補助員なのか、どちらかわけがわからぬという意見もある。しかし、このことは必ずしも研究補助員であるということが悪いとばかり言われたいという大学院の方もあります。そのことによってまた研究者として伸びていっているのだから、一がいには言われたいとも言っておきますけれども、それにしても、条件としては教授陣がそろっていないければならぬということになるのですが、この点について文部省自体がはっきりした見通しをお持ちにならないというところ、一つの計画をお持ちにならないというところ、私には言われたいとも言っておきます。

たように、いわば理工系の関係の部門における学生の急増でございまして、やはりその原因は、社会的な需要が高次の技術者として大きいということに一番大きな原因があるかと思ひます。たとえば薬学の関係等は、これはすでに前から入学定員の二〇〇%を充て足しておる実情でございまして、工業関係、理学の関係につきましても、最近是非常な勢いでふえてきておるわけでありまして。

けれども、それにしても、条件としては教授陣がそろっていないければならぬということになるのですが、この点について文部省自体がはっきりした見通しをお持ちにならないというところ、一つの計画をお持ちにならないというところ、私には言われたいとも言っておきます。

それから第二としてのお尋ねでございしますが、大学院の学生は一体学生なのか、あるいは実際に先生が研究なさる場合の補助者であるかという御趣旨でございしますが、私どもは、身分としてはこれは大学院の学生はやはり学生というふうに考えております。

実績は一つも上がらないことになると、じゃないかと心配するわけでありまして、まず第一の点は、大学院進学者がどうしてこのように毎年増加するののか、特にいわゆる理工系といわれるものが多いのかどうか。それから大学院の学生というのは学生なのか、研究補助員なのかといわれておるような現状でとどまっていくなか、一番正しいと考へておるのか。文部省は教授陣のことは制度上どうこうと言っておるけれども、そういう問題でなくて、一体いまの教授陣でもって十分なものかどうか。この点をひとつひくくめてやうてくだされ。時間ありませんから簡単にひとつ要領よく御答弁願ひます。

ただし、実際、大学院の修士課程におきましても、博士の課程におきましても、やはり自分の勉強が直接やはり先生の研究とも直結いたしておりますので、自分の個々の勉強のほかに、やはり先生の研究を補助するという時間が多いのは事実だろつと思ひます。しかし、この研究補助がやはり学生としての自分の勉強に非常に大きなプラスになつてゐるわけではございまして、まあ私も本質の問題としては大学院の学生はやはり身分的には学生であるというふうに一応観念をいたしております。

それから現在の教授陣で不足ではないか、やはり制度上十分な考慮をすべきではないかという御趣旨でございしますが、私も、この大学の講座を基礎として大学院が置かれてゐるわけではございしますが、やはりこの講座編成上、ことに理工系の部門につきましても

は、研究補助的な助手その他の定数が相当やはり不足する状態になつてゐるというところは考へております。将来をういつた方面については、できるだけ研究補助者の増員をはかつていきた。なお、大学院を国立で乱造することによつて、その責任者たる教官が十分確保できないのではないかと御尋ねでございしますが、その点につきましても、やはりそれぞれの大学で修士課程を新設します場合に、十分その根本になる教授、助教等が充てられたものによつて選別をするというたてまつてございまして、新設の場合の教授陣の人員不足ということも来たさうにやうにいつとめてまいりたいと思つております。

○小林武君 最後の一つだけ。昭和四十一年からですか、大学の入学志願者がぐつとふえる年は、それに対する対策としては、文部省としては大体的な率でもって、いまの率といふのは、入学希望者に対する進学をさせる率ですね。この率を持続していきたいというやうなことを、何か御意見をもちのやうなことを、何か御意見をどうなすですか、いわゆる学生がふえて、それに対する教官、教授陣です。これは十分間に合うということになつておりますか、どうですか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のやうに、この大学急増の問題、いわゆる戦後のベビーブームの波による大学急増の問題につきましても、高校急増の波が大学に押し寄せてくるのは四十一年度というふうに私も考へております。この四十一年度以降の大学の志願者の急増問題については、実はいろいろなファクターがございまして、その

入学率の問題もございしますが、高校卒業者が大学を受験する受験率をどう考へるか、現在のままでいいのか、あるいはやはりそれが年々増加していく傾向もとらえなければならぬのじゃないかというやうな、いろいろなファクターがございしますので、その点について現在関係者が寄り集まりまして相談をいたしてゐるところでございまして、教官の不足の問題でございしますが、これは御承知のやうに、理工系につきましては八千人の増募、それから一万六千人、その後修正いたしまして二万人の増募をここ数年の間にそれぞれ実施をいたしましたが、いままでのところでは、特にその責任者となるべき教授、助教、講師等について不足をしておるという事態にはなつておらなかつたと思つております。ただ、若手の助手等については、必ずしも学力の十分でない者が一部入つてきてゐるという傾向もございします。で、大学急増に関連いたしまして、今後この点をどう考へるかといふことでございしますが、やはり私も最低維持したいと思つておる。ただし、この場合にも、それは大学のワタを下げました場合に、大学教育の水準が下がるというやうなことになるかと、これはやはり大きな問題でございしますので、その辺の辺にらみ合わせを十分やりますと、年次計画の立て方にも非常に関係してくるわけではございしますから、にらみ合わせを十分やりたいと思つております。しかし、いままでお答え申しましたやうに、従来の実績から申しますと、特に教官不足で非常に困つたという事態ではなかつたと思つております。

○豊瀬慎一君 あとの審議の都合がありますから、次のことを用意してきておいてください。

小林委員から指摘されたやうに、国立大学をどう将来設計するか、いわゆる終着駅をどうするか、これなくして付置研究所の問題についての検討はできないと思ひます。ところで、日本の国立大学別に大学院を設置してゐるところ——大学院それから学部名、付置研究所、それから財産種別、それからそれに対する評価、教授、助教、助手、副手、講師等の構成、それから大別の手算、これを出してだけ詳しいのを出してくだされ。それから蔵書数、それも人文とかその他分けてください。それから学科別の生徒数がわかりましたら、それも出してくだされ。付置研究所については、特にその職員構成と手算を出しておいてくだされ。それから講座につきましても、既設の——これは既設のものでもいいですが、機械科とか、いろいろありますが、その学校別の学科、それに対する生徒定員、それから教職員構成、学校別の手算、それからその学校別の坪数とその評価——これはほとんど地元負担になつてゐると思ひます。同時に、こちらのはうから指名したいのですが、有明と新しく設置される久留米、二つをとれば、大体類推できると思ひます。が、両者の受験の際の平均成績、それから入学者の受験成績の平均——それは受験した者が後に他の高等学校等に行つておる者がありますので、受験者の受験成績の平均点、入学した者の受験成績の平均、それから県別、学校別の入学生徒数、できればその学校——その中学校におつた生徒の成績の平均

がわかれ出してください。これを私が尋ねてゐるのは、試験を受ける際には優秀な生徒が来ているけれども、入学する際にはそれからレベルダウンをしてゐるのじゃないか、こういう気がしてゐるのと、工業教員養成所に対する県別の資料を要求してゐるのは、県によってこの制度に対するかまが違つてゐるのじゃないかという気がしてゐるわけですね。その中で有明については、個人別ですね、入学当時の成績と現在の成績のこれは平均でよろしいから出してもらいたいと思ひます。

それから文化功労年金のほうもきょう審議される予定でしたが、時間がありませんから、これまた次の審議の資にするために、文化功労者の年金というのか、研究費というのか……

○国務大臣(難波弘吉君) 助成金。○豊瀬一君 ああ、助成金ですか。……それが、もしたとえば陶芸家とかあるのは絵画とか、刀剣とか、それで年金が違ふのでしたら、それを種目別に抽出してもらいたい。それと現在人間文化財に指定されてゐるのを、一覽表を、もしなかつたら出してもらいたいと思ひます。と申しますのは、この間、新たに昨年指定された宮入昭平さんですか、長野の。この人の状況、その後の製作内容等について長野県の出張所に聞きましたところ、そういう人は知りませんよ、こういう返事でしたので、文化財に指定された人が、県の出張所が生きてゐるのか死んでゐるのか、何をしてゐるのか知らないような無責任なことでは、国の文化財の保護について手落ちがあると思ひます。そういう一覽表を出していただいて、なお

文化財全般の角度から、文化功労者、いわゆる人間文化財に対する扱いの考へ方ですね。それも同時に抽出してもらいたいと思ひます。

工業教員養成所等につきましても、先ほどの質問いたしました。できれば、私の調査では、試験の成績は、試験問題のレベルを下げておるためにわりによろしいけれども、入学した当該高等学校等に行つて成績を聞いてみると、かなり成績の悪い者等が工業教員養成所に入つておるのじゃないかという疑いを持つておるわけですね。こういう点につきましても、今後の養成所の向上のために必要だと思ひますので、同時にできるだけ用意していただきたいと思います。

なお、私が申し上げたものの中で非常に資料調製の困難なものもあると思ひますので、この委員会の席上で、何々についてはむづかしいと思ひますという御答弁なくつて、こうですか、個別に私のほうに連絡をとつていただければ話し合ひをします。以上です。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(中野文門君) 速記を起こし

本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時二十二分開会

○委員長(中野文門君) これより委員会を再開いたします。

国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。本法律案については、すでに提案理由の説明を聴取してありますので、これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○二木謙吾君 ただいま議題となりました国立養護教諭養成所の設置等に関する臨時措置法案について、二、三お尋ねをいたします。

児童、生徒の健康管理並びに衛生保健指導上、養護教諭の必要なことは論をまたないところであります。この理由書にもありますとおり、この制度は昭和十六年勅令によつて制度化されたのであります。特に、義務教育諸学校においては、必ず設置するようになっているように法制化されておるのではありませんが、実際には、職務の重要性の認識の不徹底と、また、地方財政が貧困であるというような条件が重なつて、今日まで遅々として進まなかつたのは、提案者同様、私もまことに遺憾に考へてゐるのであります。最近におけるところの養護教諭の充足状況について、ひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○加瀬完君 御質問の充足状況でございますが、提案説明のときにも申し上げましたが、昭和三十八年度では二千名増員が三百五十名増員の程度にとどまらざるを得なかつた。それから昭和三十八年から五カ年間に約五千名増員という文部省の計画でございますけれども、標準法では、さらにそれを上回るわけでございますが、現状では五年間に二千名、すなわち二分の一弱しか充足はできないのではないかと、こ

う状況のように私どもは把握をいたしております。

○二木謙吾君 現在、養護教諭が実際に必要とされている数はどのくらいでありますか。

○説明員(村山松雄君) 現在養護教諭の設置状況は、公立小学校におきまして約七千名、それから中学校におきまして約二千七百名、高等学校におきまして千九百名、合計一万一千七百十名程度でございます。今後の需要といたしましては、先ほど提案者からお話のございましたように、小学校につきましては千名に一人、中学校につきましては千二百名に一人の割合で増員をいたしたいと考えております。これによりまする所要数が、大体五千名ということになるわけでございます。それからさらに、現在一万一千名ほどおりますものの減耗の補充が必要になります。これが最近の状況でございます。二、七%程度減耗いたします。あまり減耗の補充は、たいした数字になりませんので、したがいまして、約三百名程度毎年必要になるかと思ひます。五千名の増員計画を五年間でやりますとすれば、一年に千名程度新規需要がありましますのに加へまして、減耗補充の三百名合わせまして千三百名ないし千四百名が毎年要充足数ということになります。

これに對しまして、養護教諭養成の状況でございますが、養護教諭の養成の方法は、いろいろなやり方がございます。

○二木謙吾君 いまお話をあつた一万一千の養護教諭のうちで、一級の免許を持つてゐる者が何名、二級の免許を持つてゐる者がどのくらいおられますか。

○説明員(村山松雄君) 現在おられます養護教諭の資格別の内訳につきましては、ただいまちょっと資料を持ってまいりませんでしたが、御説明できますが、おおむね一級、二級の別は、従来の養成の状況から勘案しますと、必ずしも一級の者が多いという状況ではないように考えております。

○二木謙吾君 右のうちで、市町村支弁の職員の資格状況はどうなつておりますか、おわかりでございましたらひとつ。

○説明員(村山松雄君) 市町村費負担の分は、ただいま申し上げました一万一千人のほかに約三千八百名程度養護職員としてゐる、いろいろに名称が市町村によつて違ひますが、養護職員として勤務されておるわけでございます。これらの方々につきましては、三千八百名程度のうちで、普通免許状をお持ちの方が大体千三百名程度、それから臨時免許状によるものが二千五、六百名程度という状況になっております。

持てゐる者が何名、臨時免許を持つてゐる者がどのくらいおられますか。

○説明員(村山松雄君) 現在おられます養護教諭の資格別の内訳につきましては、ただいまちょっと資料を持ってまいりませんでしたが、御説明できますが、おおむね一級、二級の別は、従来の養成の状況から勘案しますと、必ずしも一級の者が多いという状況ではないように考えております。

○二木謙吾君 右のうちで、市町村支弁の職員の資格状況はどうなつておりますか、おわかりでございましたらひとつ。

○説明員(村山松雄君) 市町村費負担の養護職員の県費負担に切りかえられておる状況は必ずしもつまびらかでございせんが、養護教諭の採用の絶対数が、必ずしも非常に多数という状況ではございませんので、切りかえ状況も、また必ずしもはかばかしくいつて

おらないのが実情じゃなからうか、かように思います。

○加瀬完君 私のはうの調査では、初めの人員をはるかに割りまして、三十八年度は九十二名という数字になっております、切りかえは。

○二木謙吾君 たいだいま御説明があったように、市町村支弁の教諭が、県費支弁の教諭に切りかえが、なかなかむずかしいというふう聞いておりました、いまお説のとおりに切りかえも三十八年度は九十名というふうになつておりますが、その困難な理由というのはどこにあるのでしょうか。

○加瀬完君 これは完全に切りかえのための資格等にも問題があるかと思ひますけれども、結局、また通勤状況なんかに問題がございまして、たとえば市町村に勤務しております者をそのまま切りかえられる条件であれば問題がありませんが、転任等が伴うと、それを本人として承知をしないというふうな条件も小さい問題ではあります、

基本的な対策が立たないというところは問題があるのではないかと思います。基本的な対策と申しますのは、絶対数というものが、やはり地域によって不足をいたしておりますので、かりに市町村間のアンバランスを直そうと思ひましても、先ほど言ったように、転任等の問題等ともからみまして、なかなか個人の希望あるいは都道府県の配置の計画、そういうものがアンバランスになつてくるのが一つでござい

それからお、一応新標準法というものができまして、養護教諭も置かなければならないということにはなりま

すものの、府県によりましては、この新標準法による養護教諭を配置しなければならぬ必要性というのもの、一般の教諭を置かなければならないような重要さをもつて認識をしておらない

い。認識が足りないというところもありまして、なかなか積極的な教育委員会なり、あるいは府県関係の予算担当者などにおいて、どうしてもこれを必置しなければならぬという、こういった気がまえていふものがまだ他の教諭に比べて見劣りというか、消極的なところがあるんじゃないか、そこらに問題があると思ひます。

○二木謙吾君 絶対数が少ないということ、それから財政上の事情ということ、あまり関係ないのですか。

○加瀬完君 説明が少し漏れましたけれども、熱心な市町村は、市町村でそれを持っておりまして、これをたとえば県費に切りかえるというときには、市町村が支出しておつただけの支出を県がそのまゝのみ込むかというところになります、のみ込みない問題もございまして、それから絶対数が足りないわけでもございまして、市町村費で置かれておりました養護教諭を、そのまま引き受けられたいわけでもございまして、引き受けるについては、結局市町村側からすれば、Aの市町村は認めたが、Bの市町村は認めないというところは困る。そうすると人数が相当ふくれてきて、予算の上にもふくらみがくるというところになります、地方では、そんな財政はいたしかねる。それならば、一つの町村を引き上げて、一つの町村を残すというわけにいかないから、相当研究をしようじゃないかといったようなことで、十

二分の予算的措置の裏づけがとれないために円滑に事務的な処理がいかない点もあらうかと思ひます。

○二木謙吾君 次に御尋ねをいたします。過ぐる四十国会における参議院文教委員会の決議に對しまして、政府は三十八年度から向こう五十年間に約五千名の増員を行なう旨を言明されたと言明書にもありますが、これが計画の内容並びに現在までにおけるところの経過について、ひとつお話を願ひたいと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 養護教諭の定数の増加計画は、これは初等中等教育局の所管におきまして財政措置をいたしまして、それを各都道府県に配分する、こういう関係になつております。

それで養護教諭増員のために、従来国庫負担教員の積算の基礎を改めまして、小学校につきましては生徒数千人につき一人、それから中学校につきましては千二百人につき一人という積算によりまして、今後国庫負担教員の定数を増員していつておるわけでございます。それに対して現実に養成数が増えまいと、定数をこなせないという事態が起こりますので、定数増に伴う事象が起りますので、供給し得る教員所要数に對しまして、供給し得る体制も、現在養護教諭養成につきましまして、いろいろな方法があるわけでもございまして、それらの方法を活用いたしまして、対応的に立てておるのが現状でございまして。

三年度を目途として、たいだいまお話がございましたように、中学校が千二百人に一人、小学校が九百人に一人の割合にまで充足するという方針が確定をされ、法律上からも、養護教諭の増員計画は義務づけられたと説明書に書いてありますが、五千名増員計画と、いま申した計画との関係は、どういふふうになつておりますか。

○加瀬完君 現在の養成機関で養成されまうもの養護教諭の就職状況を見ますと、四百三十八人と、三十八年の二月二日現在では数字が出ております。それから希望者でございまして、県立の養護教諭養成所、たとえば山形県、埼玉県、愛知県、こういうところを見ますと、三十六年の統計では合計百二十五名あつたわけでございます。ところが三十七年になりますと七十五名というふうになりまして減つております。それから国立養成所の関係の希望者も、また少なくなつております。たとえば、これを募集人員と志願者を見ますと、茨城では十二人に対して十一人、金澤では三十九人の募集に対して二十二人、愛知県十五人に対して八人、神戸では六十六人に対して三十一人、岡山県では三十八人に対して十七人と希望者が減つておるわけでございます。しかも卒業した者が養護教諭に就職する率も、また必ずしも一〇〇%というわけにはまいておりません。そういうわけになりますと、たとえば、かりにこれを四百名と押えましても、その所定の期間に計画の数を埋めるといふことは、ほとんど不可能だと私も判断をいたしまして、臨時的ではございますが、当面四十三年度までに一応の補充計画といひますか、適正な配置

計画というものをするためには、御審議をお願いをいたしております臨時養成の緊急措置を講じなければならぬのではないかと、こういう考え方を提案を申し上げておるわけでございます。

○二木謙吾君 いま、文部省からもお話がございましたが、政府のこの増員計画に對する養成措置は、まことにあいまいである。同時に、現在のような措置では、増員計画が実行倒れになることは必至である。この理由の説明書にあるのでありますが、それは政府の増員計画では増員ができない、必要に応ずることができない、こういう御見解でございませうか。

○加瀬完君 現状の養成機関、現状の希望者数をもつては、先ほど御説明申し上げましたとおり、なかなか困難ではないか。

といひますのは、若干補足をいたしますならば、養護教諭として確保できる数というものは、これは必ずしも養護教諭だけに就職をしなければならぬという条件で養成所ができておるわけでもございませんで、少ない看護婦さん、その他に就職される方も多し。それから入所資格等が、先ほど申しましたように、入所者数も少なければ、入所資格に、看護婦の資格を見なければならぬという関係がありまして、こういう意味でも募集人員が限定され、そういうことで、文部省の現状の計画だけでは、これは養護教諭の充當は四十三年度になりましてもできない、こういう判断をいたしておるわけでありまして。

○二木謙吾君 たいだいまの御提案者の説明に對して、文部省はどういふふう

○説明員(村山松雄君) 養護教諭の需給関係は、御指摘のように、必ずしも明快な状況になっておらないのは事実でございます。

しかし問題は、先ほどの御審議でも指摘されておりますように、供給面と、それから需要面、特にその採用面に、かなりの問題がございます。定数もさることながら、定数があっても、採用のほうがかばかしくないか、供給数がある程度あっても、必ずしも供給と採用とがびったりいかないというのが養護教諭の需給関係で一番の問題点ではないかと思ひます。まあ供給必ずしもまだ、これで十分だというわけにはまいりませんけれども、一応、来年あたりの需要数を千三、四百名程度と想定いたしますと、現在のいろいろな養成方法、それから市町村費負担の養護職員からの転換、それを考慮いたしまして、一応数字の上では需給のバランスがとれる、今後ますます採用面において努力することが養護教諭の充足における第一段階の努力目標ではなからうか、かように思っているわけでございます。

もし、少し詳しく申し上げますと、現在養護教諭の供給といたしましては、提案者から御説明のございました県立の養成機関、それから国立大学に付置しております養護教諭の養成課程、それから大学や短期大学の正規の課程の卒業生の中で、養護教諭の免許状をとる者いろいろあるわけでございますが、それらの者が、必ずしも養護教諭になるだけを目指しておらないことも、国立の養護教諭養成課程を別といたしますと事実でございます。しかし、ある程度の歩どまりを見まして

計算いたしましたとしても、一応千三、四百名程度の需要に対しては、供給できるのじゃないか、たとえば指定養成機関は、大抵生徒数の三分の一くらいが養護教諭になるものと見込む、それから国立大学につきましても、免許状をとる者の大体二、三割程度が養護教諭になるものと見込む、それから現在市町村費負担の者は、免許状構成は、先ほど申し上げましたように、一、二級免が三分の一、三分の二が臨時免許状の状態でございますけれども、臨時免許状所有者の中で、現職教育等によつて、一、二級免許状をとり得る者も半分以上あるものと推定されるわけでございます。養護職員は、したがって、このように考えてまいりますと、一応千三、四百名程度の年間需要数に對しましては、現在の供給体制でも、数の上では何とかなるのじゃないか、こんなふうに考えております。

○加瀬完君 提案者のほうといたしましては、若干見解を異にいたしておるわけでございます。理由を申し上げますと、昭和三十七年度のこれは、文部省の統計でございますが、養護教諭養成機関の実情は、定員が大体千二百五十でございまして、これに對して、昨年の数は千七百五でございまして、この中で、養護教諭で就職しております者は四百三十八名でございまして、

まして、看護婦なり保健婦なりの有資格者が、好んで養護教諭の養成所に入るといふ社会的条件というものは非常に薄いわけでございます。また、卒業いたしましたけれども、必ずしも現状で、一人の養護教諭が二百五十名くらい、三つくらいの学校を持たせられておるといふ実情もございまして、勤務条件も看護婦等から比べれば、劣悪な状態にございまして、養護教諭の希望というものが少ない、こういう状態をそのままにいたしておきましては、なかなか数字を合わせただけの数で千三、四百名の需要と供給のバランスが合うだろうという計算は成り立たないんじゃないか。その証拠には、たとえば三十八年につきましても、あるいは本年度も、三十九年度もおそらく、そういう結果になろうと思ひますが、切りかえをいたそうと思ひますが、なかなか切りかえの状況が円滑にいかない、これが実情ではないかと思ひます。午前中に、質疑の中に工業関係の教員養成所の問題が出ましたけれども、やはりアンバランスで、臨時的な制度で教員養成所を設けたくらいでございまして、この問題も、やはり臨時的に処置をしないと、問題は特に義務教育等におきましては、体位の問題でございまして、保健、健康の問題でございまして、健康、教育とか、あるいはまた保健衛生という最低の教育の管理面というものが、結局マインスされる面が多いのじゃないか、こう思ひまして、どうしても臨時的な対策というものを考えなければ所期の目的を達することはできないのじゃないか、こう私も判断をいたしておるわけでありまして。

○二木謙吾君 たいまお話がございましたとおり、供給と需要とが、なかなか円滑にいかない、こういうようなお話でございますので、重ねて私がお尋ねをいたすのでございますが、それでは、たとえば資格者がおらぬのか、あるいは養護教諭の定員は、実際に配置されても、それを他の専任教諭その他に食われるのか、あるいは待遇上の条件が悪いので人が得られぬのか、あるいはいまお話のあったとおり、養成機関が少なくて人がいないのか、その辺の事情をひとつ、もう少し詳しく。

○加瀬完君 これは詳しくは、御質問をいただいておる二木先生のほうがわかりたいと思ひますけれども、資格者が足りないわけではございません。資格者をせんざくするならば資格者の数というものは埋める数に、これはバランスが合うと思ひます。これは養護教諭の道を選ぶかということになりますと、先ほど申し上げましたとおり、養護教諭の道を選ぶという方は非常に限定をされてまいります。限定をされるのは、一体、待遇の問題かというところになります、生活上の甲乙も含められますけれども、問題は私は卒業して養護教諭として立つんだという、そういうのはっきりした養護教諭を養成するという目的のもとに養成機関というものが設置をされておらない、こういうところに、やはり原因があるのではないかと思ひます。また看護婦なら看護婦というのが不足しておる状態の中ですから、看護婦で生活ができるものを、また一定

の訓練を経て、あまり俸給の違わない養護教諭にわざわざ転換をしなければならぬという必要性も、希望をいたすとしても非常に消極的にならざるを得ないじゃないか、あるいはまた、勤務の条件といったものも、普通の学校の先生とは違ひまして、病院などについている同じ資格者のものと比べまするならば、設備においても仕事においても、理解度が非常に少ない。そういう点で、また仕事も、雑務もあわせて加味をされて労働過重になる。これならば養護教諭よりも病院の勤務のほうがいいじゃないか、こういう形にも精神的には動いていない点もござい

で、そういうものもろの点が、要約するならば、養護教諭として教育の一面をこなすのだ、そういう意味合いの養成というものが確実に行なわれておらないかというところに帰するのではないかと考えておるわけでございます。○野本吉君 関連して一、二お伺いいたしたいと思ひます。それは先ほどのお話によると、千人まで一人、あるいは千二百人まで幾人といううな基準をもって臨んでいるわけですね。千人以下の学校はどういうふうにかか。

○加瀬完君 これは提案者のほうで望んでおるわけではございませんで、三十八年度までは文部省の基準による必要数は、小学校では千五百人というものを単位にしておったようございまして、中学校では二千人を単位にしておったようございまして、標準法等の改正に伴ひまして、これが先ほど文部省から御説明のように、中学は千二百人、小学校は九百人になったわけでは

力こぶを入れております。それならば、もっと大事な一体、体温といえますか、身体といえますか、こういうものの育成というものに対して、どういう対策が講じられているかといえますれば、義務教育諸学校の場合は、養護は必置だといっております。しばらくの間は、任意設置という形で、ほかの知育とか徳育というものに比べて、いわゆる体育というか、身体育成というものが、やや等閑視されているのじゃないか。これがいい、日本の教育の欠陥ではないかと思う。先生のおっしゃられるように、養護を必要とする対象のあるところに養護を配置すべきだ。こういう意味からいえば、小学校、中学校、高等学校の生徒のおりますところは、確実に知育の管理や、道徳の管理ができるように、やはり身体育成の管理というものが行なわれなければならぬ。それが現状、行なわれておらないというところに問題があるのじゃないかと思う。

これは、提案者が、文部省に質問をするような形になって恐縮なのでございませうけれども、教育内容が、この体育局において、どういうことをしなければならぬかという、体育局の所管にかかる身体育成あるいは保健衛生の、その向上ということに養護教諭のねらいがあるというならば、これは必要性が認めているわけです、目的の上で。それならば、必要であるならば、何名なければならぬかという定数の問題を初中局では、当然これに文部省としての責任で、何名というものをこれは考えなければならぬと思います。それは一応、小学校九百名、中学校千三百名に一人と、私どもは個人

的には異論がありますが、きめたわけです。それならば、少なくとも九百名

なり千二百名を単位に一名の養護が配置できるような資格者があるかという

ことになれば、資格者はあっても、確実に配置をする条件はできない

い。それならば、それを養成する必要が、義務が当然文部省にあり得るわけ

なので、大学局としては、どういう養成方法をとれば必置ができるかという

ことを考えなければならぬ。われわれが提案するまでもなく千二百名ない

し九百名に対して一名という必置制を考えるならば、その穴をどう埋める

かという問題は、文部省の責任において、これは考えなければならぬこと

だろうと思うわけでございます。そういう意味合いで、どうぞ御協力をたま

わりしたいと思います。

○野本吉吉君 いま提案者からお話がございましてからちょっとつけ加えて

おきますが、私は、小学校、中学校の子供の全体に、どんなところでも、身

体の健全な発達、また健康な子供を育成していくというこの必要のために

養護教諭の必要は感じていたわけですが、ただ順序として、千人いるとか千

二百人いるとか、大きいところばかり、このことを考えるのは、養護の本

質から見て、いま一応考え直してみることが必要ではないかという私の考

え方を申し上げておきます。

○豊瀬一君 ちょっと文部省に聞きますが、村山さんは不幸にして、所管

外の質問に大体答えておられるようですが、ほかの方を委員の二木先生が多

分お呼びではなかったのではないかと

思います。その意味で、あなたの呼ばれた政府委員であるということを尊重し

ながら、ちょっと一、二点聞かせて下

さい。

○僻地学校が全国数千あります。養護教諭の配当されておる学校は、どのく

らいありますか、僻地校で。

○説明員(村山松雄君) 申しわけございせんけれども、その数字を持ち合

わせておりません。

○豊瀬一君 私の推定では、それはおそろくないと思っておりますが、あ

なたの方の定められた基準がそうであるから、そんな大きな僻地というのは、

大体ないはずで。

そこで、次に質問したいのは、市町村採用のものにウェイトを置いて充足

しようという大学局の教員確保の方針というか、養成の方針ですね、当面

の……、これに根本的に狂いがありやせぬですか。五千名増員する、あるいは

千名と千二百名に基準を置くことの可否についても、与党の皆さんからも

異論が出ています。それは、昭和三十五年、私はときの内務省中局長に對し

て、養護を、自分の間を削除する論争をした際に、私どもの主張は、いま一

等配置すべきではないか、こういう主張をしたけれども、文部省も与党の

皆さんも反論を出す。いま、それを主張なさるなら、私は、予算の上でびし

りつけたいと思っております。ですが、多分そういう主張をなさる

と、多分そういう主張をなさる

と、多分そういう主張をなさる

と、多分そういう主張をなさる

が間違つてやしないですか、それはどう思います。

○説明員(村山松雄君) たてまえから申し上げますと、養護教諭の増員数は、新規採用をもって充てたほうが望

ましいかと考えますが、実際問題とい

まして、三千八百人——四千名に近い市町村費負担の養護職員の方がお

られますし、その方々の中には、現にすでに、一、二級免許状をお持ちの方

が三分の一程度ございまして、さらに若干努力をすれば一、二級免許状がと

れるような方も、残りの半数くらいおられるわけでございまして。

これらの方々が、何ゆえに市町村費負担の身分であられるのかと考えます

と、やはりそれはいろいろ事情がありましようけれども、主たる理由は、定

数がなかったからだと、まあ考える次第でございまして、定数がふえれば、

市町村費負担の方々の身分の安定ということも考えなければならぬまい。です

から、それに重点を置いて養成計画を立てるといふよりは、むしろ市町村費

職員の方々が、実際問題として優先的に切りかえられるであろうということ

を私どもとしては、やや与えられた前提のごとく考えまして、積極的な養成計画を立てたわけでございまして。

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

養成計画を立てたというものが、実際の養成計画を立てたというものが、

ら、このことをきちんと踏まえて、教員の確保については検討してもらわなければならぬのは、いわゆる私どもがあの際にも協同したのは、当面の措置として定数法を改正して正式に充足していきますと、その数は大体、五カ年程度で五千名です。これが一つの柱。これはしかし大体初中局の所管の問題である。あなたの方で、あなたが、きょうまた出てきておられるのが不幸ですが、出てきておられるから言ひは、文部大臣が見解表明をした際には、それが終わったら、法改正を含めて検討しますと、こう言っている。法改正を含めてというのは、定数法の改正ではないのです。学校教育法の百三条を撤廃して全校必置をしますということですね。定数法の改正であれば、五カ年歩みだ後に、さらにまた一万人ふやしますという改正があるから、徐々にふやしていく間に合わないことはないのです。ところが法改正となると、これは定数法改正ではないから、一挙にそれだけ必要数を、たてまとして十年の間、「当分の間」を置いてきたのを排除するとすれば、それは充足されなければならぬ。このことを第一年度に入った現段階で、少なくとも四年ないし五年後、法改正をして、全校必置を迎えるときに、いま二万名以上の不足している養護教諭を、しかも一年制のインスタンツトの養成でなくして、本道として、どう養成を確保していくかということ、少なくとも最低四年前には考えられておかなければ、二万の養護教諭をその時期になって、どうして確保できますか。このことに対する文部大臣回答を私どもは基本的に了承をしたか

ら、漸増方式というのを認めたんです。百三条撤廃を撤回して。そういういきさつを踏まえて、きょうはどうも、二木先生の質問が終わっていませんから、これ以上あなたが答弁しなくても承しますが、その法改正の際に、現在の定数法で充足した残りの全校必置の養護教諭を、どういう養成方式で、どう確保するか体系がないとすれば、あの際の大臣答弁というものは、うそをついたことになりま。このことをきちんと踏まえて、この次に質問をする際には、答弁できるようにしておいてください。どうも失礼いたしました。

○二木謙吾君 いま豊瀬委員さんから、養成についてお尋ねがありました。私もこれから養護教諭の養成機関について二、三お尋ねをいたします。現在国立、公立、私立の大学、それから短大を含めて十四と、それから文部大臣の指定する公、私立の養成所が二十カ所、それから、国立大学に付設された養成所が八カ所あるわけですが、そのうちで、国立、それから公立、私立の大学で養成される生徒が、一カ年何人か。あるいは短大で養成される者が何人か、それから文部大臣の指定する公、私立の養成所の二十カ所から何人出るか、それから国立大学に付設された八カ所の養成所から何人出るか、これは提案の方でわからなければ、文部省でよろしゅうございますけれども。

○説明員(村山松雄君) 現在の養護教諭養成機関の養成状況でございますが、まず第一に、大学、短大で養成いたしております者は、これは必ずしも養護教諭だけを目的にしたものであ

りませんので、あるいは家政学科あるいは衛生看護学科等、ほかの目的もあるわけで養護教諭の免許状も取り得る者ということになっております。

したがって、ここで養護教諭の供給源として期待し得るのは、現実には、これらの大学で免許状をどれだけ取ったか、それから免許状をとった者が、どれだけ就職するかというところで、初めて具体性が出てまいりまして、従来の実績からいいますと、まあ大学、短大等十六の中で、免許状を取った者は、大体年間に三百名程度でございます。で、そのうちで現実に養護教諭になっておられる者は六、七十名程度、大体免許状を取った者の二割程度が、現実に養護教諭になっておられるというのが実情だと思っております。

それから指定養成機関でございますが、これは最近ふえまして、三十九年度には全部で三十九機関になるのが予定されております。三十九年度に新たに十カ所ほどふえることになっております。そういう関係で、従来は、必ずしもあまり多くなかったのですが、これからふえることが期待されます。この指定養成機関には、養護教諭の養成のみを目的とする二級免許取得を目的とする二年課程のものもございまして、大多数は保健婦の養成等もあわせてやっておりますのでございまして、まあこれらのものは、一応ほとんどすべての者が養護教諭の資格は取りますが、やはり現実の問題としては、養護教諭に就職する者は半分以上、まあ大体三十八年度の実績ですと三分の一程度になっております。卒業した者が全部で四百三十名程度おりましたが、そのうちの百四十二人が就職しておるよう

でございます。就職する見込みでございまして。それから三十九の機関に定員が充足いたしますと、大体千二百名程度になります。したがって、千二百名程度に充足すれば、その三分の一が就職すると考えれば、これから三百八十名程度が期待できるということになるかと思っております。それから国立の特設いたしました一年課程の養護教諭養成課程は、これは八カ所、一カ所当たり三十名、計二百四十名の養成を目標としております。これもいままでは、昨年度までは五カ所でありまして、定員からいいますと、百五十名の定員を持っておりましたけれども、現実には百名内外の卒業生しか出ておりません。これらのものにつきましては、大体、特別の事情がない限り、全員が養護教諭に就職いたしております。今後、少なくとも定員だけは、現在員を確保することにとりま、これが全員就職を目標として指導するとすれば、これから二百四十名程度が供給源として期待することができ、かように考えております。

○二木謙吾君 いま御説明のとおり、国あるいは公立、私立の大学から三百名、そのうちで六十名しか就職をせぬと、それから養成所の三十九から千二百名の卒業生のうちで三百八十、八カ所の養成所では全員就職させるといふ、こういうようなお話でございまして、この理由書にも、全体の資格の取得者は二千名、しかしそのうち、ほとんどに養護教諭として就職をする者は二〇%ないし三〇%、こういうふうな理由書にもありますが、そういうふうな資格者は非常に多いが、実際に就職する者は、まことに少ない、こ

うのが現状であります。それはやはり待遇上の問題ですか、どこに原因がありますか。

○加瀬完君 私どものほうとしては、一応資料を持っておられますけれども、文部省では、どういう見込みをしておりますか、先に文部省の御意見をちょうと。

○二木謙吾君 それでけっこうです。文部省にお伺いします。

○説明員(村山松雄君) 養護教諭の資格を取る者があっても、現実に就職する者が、資格取得者に比べて、はるかに少ない理由は、これは単純ではないと思ひます。これが理由だと、はっきり根拠を持って列挙できるようなこと、したがって聞いてみたり推測したりするものをつまんで申し上げま、一つには、やはりこれは女の方でございます。一般的に養護教諭になる希望があっても、場所についての話し合いがなかなかつかないというのが、かなり大きな理由ではないかと思ひます。それから、またほかの大学等で資格を取るのについては、ほかの就職口との競合というところもありますので、これは個人別に当たってみなければわかりませんが、ほかにもっと魅力を感じて就職口があったために養護教諭の資格を取って行かないということになるのではなからうかと思ひます。

それから指定養成機関につきましては、これは主として保健婦と競合するわけでございまして。保健婦と養護教諭と、どっちになるかと考えまして、やはり勤務場所、その他にもらみ合わせて、実情では養護教諭になる者が三

分の一程度、こういうことになるわけでございます。養護教諭の養成課程につきましては、これは現在提案されております養護教諭養成所は、厳密ではございませんけれども、やはり何と申しまして、養護教諭になることを唯一の目標として設置されておりますので、従来も就職に歩どまりが多い、これからの、できるだけ全員就職という方向で運営してまいりたいと思っております。

そのほかにも根本的な理由としては、やはりこれは養護教諭の職務内容、それから現実学校に付いた場合の、教壇に立つ方とのバランス、いろんな問題がからんでございと思っております。一般にこれは、看護婦、保健婦等についても、志願者がだんだん減っておりますという現象と、何か共通な原因も、養護教諭についてもあるかと思っております。いろいろ複雑な原因がからみ合っています。資格取得と、それから現実の就職とのアンバランスが生じておるものと考えておる次第でございます。

○加瀬完君 いま文部省からお述べになった、いろいろの問題もありませんけれども、私も大きく二つの問題を考えてみたわけでございます。一つは、いま文部省の御説明にも含まれる問題でございますが、仕事そのものに権威と責任というものはつきりと自覚できるような、やりがいのあるような職場というものを与えてやらなければ意味がないんじゃないか。たとえば、責任はいま非常にありますけれども、それじゃその責任を遂行するために、養護指導についていろいろ建言をしても、校長なり教頭なりというものが、それをいなければならない、実際に養護教諭の意見というものは通らないわけですね。そこで養護教諭は養護教諭で、他の管理面とは違った、やはり管理面の責任も権威もあるわけですから、養護教諭の児童生徒の教育上発言力を強めるような立場というものを、もって与えてやる。したがって、待遇あるいは仕事の、労働条件といいますが、内容等も十二分に報いられるものにしてやらなければならないというところが根本の問題だろうと思っております。

しかし、いま急いでこの充足計画を進めるためには、やがての待遇だけを論じてもしかたがございませんで、養成所に入る生徒に対して修学奨励の措置というものを講じて、便法ではございますが、希望者というものを少しでも多く取り入れなければならないんじゃないか。大きくこの二つを考えたわけでございます。

少し補足をいたしますれば、保健婦ですと、これは市町村長の指揮命令を離れて、保健婦そのものとして働き得る場所もあれば、また保健婦そのものの働いた効果というものが、はつきりとあらわれるわけでございます。職場あるいは仕事というものが、はつきりときめられておるわけでございます。ところが、二つも三つもかけ持ちをさせられては、どこに責任を置いていいかわからないし、仕事の中心がないわけでございますから、良心的な方は、とてもいたたまれなくなってしまうというところも、一つの現象ではないかと思っております。で保健婦に多く走ったり看護婦になったりするということは、看護婦よりも保健婦よりも養護教諭の立場というものは、仕事の

しがないというところに原因されるわけでありまして、これを解決するということを私どもとしては考えた。しかし、そういう先のことはかりを言っておられませんが、くどいようですけれども、まずその養護教諭を志望する者に対して、特別な修学の便宜というものを与えるということをや取り上げたい、こう考えておるわけでございます。

○二木謙吾君 ただいま申されまして、いろいろ養護教諭の養成機関についての募集人員と、入学希望者というものの比率と申しますか、状況は、どういふふうになっておりますか。

○説明員(村山松雄君) 大学は、これに性質上養護教諭だけが目標でございます。定員に対して二倍ないし三倍程度の、平均いたしまして志願者がおります。それから指定養成機関や、国立大学に設けました養護教諭養成課程になりますと、これは先ほど来の養護教諭の就職が必ずしも容易でない事情を反映いたしまして、募集人員に対する志願者は同じ程度か、やや志願者が上回る程度にとどまっております。中には志願者が募集定員の半分にも及ばないようなところもございまして、これらにつきましても、設置個所そのものが当を得ていなかったのではないかと、このように反省をいたしまして、少なくとも募集人員を上回る志願者は確保したいと思っております。実情は、大体以上のとおりでございます。

では、茨城は募集人員十二人に対しては、十二人、金澤は三十九人に対しては、二十二人、愛知は十五人の募集に対して八人、神戸が六十六に対して三十一、岡山が三十八に対して十七というように、定員よりも入学者が少なくなっております。それから県立の養護教諭養成所、二年課程でございますが、これの計を見ますと、三十六年は、大体一カ所二十名、三十名の募集人員に対しては、合計三十六年度で百二十五名でございます。三十七年度は七十五人というように減っている、こういう結果が出ております。ややオーバーステートとあるところもあつたけれども、いま文部省の説明のように、希望者は他の大学のように非常に殺到するという状況ではないと申し上げられるのじゃないかと思っております。

○二木謙吾君 次に、この提案の理由の説明書にもありますとおり、「昭和三十八年度において、文部省が市町村支弁の養護職員を正規の県費負担養護教諭に切りかえることを含めて二千名の増員をはかると国会で答弁したにもかかわらず、わずかに三百五十名の増員しかできなかった」と、こういうふうにしてありますが、それはいまお話のあったとおり、養護教諭の重要性の認識に欠ける、あるいはまた、だいたい労働条件が悪い、こういう影響で実績があがらなかったのか、その辺のことを文部省ひとつ、どうお考えでございますか。

増員は、その新しい計算によりまして、増員はやったのだけれども、現実の採用のほうが、必ずしも増員数についていけないという実情だといふやうに聞いております。詳細は、所掌でございませんで、つまびらかにいたしておりませんが、私の聞いたところでは、そういう事情だといふことでございます。

○二木謙吾君 「また、昭和三十九年度においては、新標準法の実施の第一年度ということで、文部省は養護教諭の増員を千百名以上、義務教育費国庫負担金において見込んでおりますが、これも実行できるかどうか怪しい、こういうふうな提案者側は言っておられるのであります。文部省として、これは実行できる自信がありますかどうか。

○加瀬完君 先ほど御説明申し上げたわけでございますが、私の手元にあります昭和三十七年度の統計によりまして、国立養護教諭養成所におきましては、

○説明員(村山松雄君) ただいま増員の実績が五百名程度にとどまったというところでございますが、これもまあ初等中等教育局の問題でございますが、私どもの聞いておりますところでは、

○加瀬完君 先ほど文部省の御説明にもございましたように、養護教諭の定数は、現在で一万一千七百名、高等学校を入れますと、それで五千名、一

応將來はできるといふことになりま
ね。で、さらにその新陳代謝と申しま
しょうか、悪いことばでございます
が、一応、入れかわりをする人員とい
うものは、大体三百名程度と押えてあ
るわけであります。これは現状が三百
百名でございますから、若干ふえれば
三百名を上回ると考えなければならま
せん。じゃ充足数はどのくらいかとい
いますと、先ほどの御説明の総計を集め
まして、これは幾らでもないわけでござ
います。結局、いままでの養成機関に
おける養護教諭の希望者というものと
それから新陳代謝で補わなければなら
ない数というものは、あまり変わりがな
かった。そこへ大幅に需要がふえたわ
けでございますから、それをどうして埋
めるかといふことになれば、先ほど御説
明申し上げましたように、養成機関に
対する希望者が減ってきておる。しか
も、その就職希望者も非常に少ない。

一方、この供給源でございますところ
の看護婦あるいは保健婦というものが
が、そちらのほうが減っておるのです
から、そちらへ行って、こちらには供
出するほどのものが出てこないという
ことになれば、千百名というものを埋
めるということは、三十八年度以上に
三十九年はこのままでは困難だと踏ま
なければならぬのではないかと。私ど
もはこういう観測をしておるわけでござ
います。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記
をとめて。

「速記中止」
○委員長(中野文門君) 速記を起し
て。

○二本謙吾君 次に、お尋ねをいたし
ますが、養護教諭の五千名増員計画で

は、市町村負担の養護職員のうち、有
資格者を優先的に昇費負担に切りかえ
ることを予定していると思いますが、
本案による新しい計画では、その点は
どういふふうにお考えでございますし
うか。

○加瀬完君 現状におきましても、市
町村支弁による養護教諭あるいは養護
教諭同様の役割をしている数というも
のは、三十八年におきましても三千八
百名ばかりおるわけでございます。こ
れが簡単に都道府県の職員に切りかえ
られないのは、切りかえられないそ
れぞれの状況というのがあるわけでござ
います。ですから、これだけを切り
かえようと考えておりましたも、これ
は三十九年の千百名の不足数を充足す
るというところは困難ではないかと。で
すから、これはもう当然、文部省のさき
の御説明のように、一応身分の安定と
いう点からいっても、待遇という面か
らいっても、切りかえを進めなければ
なりませんけれども、それとともに、
将来の計画とも相俟って、やはり新ら
しい養成機関による供給源というもの
を求めていかなければ問題の解決には
ならない、こう考えておるわけでござ
います。

で、さらにこの市町村支弁による養
護教諭の内容というものを検討いたし
ますと、わりあい地方財政の豊かな
ところが、こういう方々をかかえてお
るということも一面言われると思う。
そういうところは、理解があつてかか
えておるわけでありますから、仕事
も、先ほど申しました責任分担もはっ
きりして、わりあいに仕事がしやすく
なつておるのじゃないか、養護教諭の
立場からすれば、ところが、一体切り

かえられて労働条件が悪くなつたり、
待遇その他が悪くなつたり、あるいは
仕事そのものに熱意を持つわけにいか
なくなるという劣悪な状態というもの
になるのではなからうかという心配も
生じておるわけじゃないか。ですか
ら、こういう点は、これはもう大学局
の養成だけにとどまらず、養成計画を
つくる根本として、なぜ一体、市町村
関係の養護教諭の担当をいたしてお
るものの切りかえがきかないのか。あ
るいは各市町村に、いろいろ配当のアン
バランスがあるのは、どういふ理由か
といふことを十二分に検討して、千百
名の充足というものに具体的計画と
なつていたなければ、府県にそ
れぞれの事情がございまして、この
問題の解決にはならない。こういう点
こそ、指導助言をしていかなるべき問題
だと、これは文部省にもお願いを申し
上げたと思つておる点でございます。

○二本謙吾君 この提案理由にござい
ますが、養護教諭の養成と確保という
ことに重点を置いて、高卒程度の者に
二年間の教育を与えて、養護教諭の免
許状を与える、こういうことでござい
ますが、養護教諭の任務の重要性とい
うことについては、学部四年の課程の
者を養成するということに重点を置く
べきじゃないかと私は思いますが、そ
の点、どういふふうにお考えですか。
○加瀬完君 原則はおっしゃるとおり
でございます。したがって、私も
提案の中でも、将来はやはり養成所を
強化して、正規の大学の四年課程とし

て発展せしめることを期待しておると
申し上げたわけでございます。
しかし、具体的な現実面になります
と、いますぐ一日も早く埋めなければ
ならぬという必要感もござい、ますの
で、臨時的に、まず埋める対策を立て
ようじゃないか。で、臨時的にまず二
年の養成所と、こう考えたわけでござ
います。原則といたしましては、あく
までも将来は四年課程の優秀な養護教
諭の方々を養成をして配置をさしてい
ただくというように考えております。

○二本謙吾君 もう一つお尋ねをいた
しますが、いま現在ある養成所ござ
いますね。これを拡充して、そうして
募集人員を増加をする。それにはい
ろいろ授業料その他の免除とか、ある
いはまた、育英資金の貸与とか、ある
いはその返還の免除とかいふような
た方の希望しておられることの要項を
取り入れて、そして現在ある施設を拡
充して、そこで養成をする、新たに
な方は十カ所施設を設けよう、こ
ういふお考えでしよう。いまの制度を
拡充しようといふことについては、ど
うでしようか。どうお考えですか。
○加瀬完君 一応、そういう点をも私
どもは考えてみたわけでございます。
しかし、振り返りまして、現在、こ
れだけの数の養成所がござい、ますの
に、養護教諭が充当できないという
のは何だろ、うといふ点も考えました。
そうすると一つは入所基礎資格とい
うものが、単に高等学校の卒業生とい
うだけでは、看護婦の資格がなければ
ならないといふような条件がございま
して、入所をする基礎資格が問題であ
る。そのために、だれでも行くとい
うわけにいかぬじゃないか。一定の看護

婦さんという資格を持たなければだ
だ、資格を持った者は、逆に卒業して
養護になるかといふことになりま
す。と、先ほども申し述べております
に、養護に確実になるといふ率も非
に少ない。そこで高等学校から入所基
礎資格といふものを別に持たなくて
も、高等学校の卒業生で、そのま
ま、しかも卒業生は全部養護教諭に
なる、こういうように限定をした養成
所のほうが、目的を達成するのに最
距離じゃないかと考えたわけであり
ます。

ですから、いままでの養成所その他
の機関にも養護教諭をたくさん送り
出していただくように、これは強く要
請を私どもはすることにやぶさか
ございません。そして、もっと簡単に
入れて、確実に養護教諭になり得る
養成所といふものを一応のめどといた
した。

○二本謙吾君 もう一つお尋ねしま
すが、昭和三十九年度において、養護
教諭の養成機関を十カ所新設するとい
う見込みであると聞いておりますが、そ
の十カ所新設をしても、そのほかに
だ、いまあなたの御提案では八カ所
やすと、こういうお考えですか。
○加瀬完君 文部省が私どものよう
な趣旨で、入所基礎資格といふもの
に限定を加えないし、しかも確実に
養護教諭になれる、しかも養護教諭
の志望者が多いように、いろいろ修
学の好条件を与える、そういう形
のものを確実に十カ所所作するとい
うことでありまして、十八カ所
でなければならぬか、あるいは十
カ所ですで足りるのかといふこと
でございます。私も十二分に話し
合いをしてみたいと思つております。

号(第一〇二〇号) 号(第一〇八〇号)

第一〇六一号 昭和三十九年三月三日受理

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

八日受理
高等学校建築費等の国庫補助を義務制
なみにする等の請願

三宮下一三外百五十名

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九九三号 昭和三十九年二月二十八日受理

高等学校建築費等の国庫補助を義務制
なみにする等の請願

請願者 北海道室蘭市御崎町九
九 登坂泰夫外二百五
十名

紹介議員 大河原一夫君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じ
である。

第一〇〇五号 昭和三十九年二月二
十八日受理

高等学校建築費等の国庫補助を義務制
なみにする等の請願

請願者 千葉県香取郡干潟町万
才一、八四四ノ一 平
野義明外千五名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じ
である。

第一〇〇六号 昭和三十九年二月二
十八日受理

高等学校建築費等の国庫補助を義務制
なみにする等の請願

請願者 千葉県佐原市佐原イ
三、四五五 安田仁治
外千三百二十一一名

紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じ
である。

第一〇一〇号 昭和三十九年二月二
十九日受理

高等学校建築費等の国庫補助を義務制
なみにする等の請願(二通)

請願者 兵庫県芦屋市打出大東
町七一 高島隆彦外二
十五名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じ
である。

第一〇五〇号 昭和三十九年三月三
日受理

高等学校建築費等の国庫補助を義務制
なみにする等の請願(二通)

請願者 山形県東田川郡藤島町
大字川尻 佐藤幸太郎
外二百十七名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じ
である。

第一〇六号 昭和三十九年三月五
日受理

高等学校建築費等の国庫補助を義務制
なみにする等の請願(二通)

請願者 山形県長井市五十川八
二 平田万助外二百三
十名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じ
である。

第九八八号 昭和三十九年二月二十
八日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制
化に関する請願

請願者 長野県南佐久郡日田町
大字上小田切六一六
小金沢隆次外六百三十
七名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第六九六号と同じ
である。

第一〇〇九号 昭和三十九年二月二
十九日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制
化に関する請願

請願者 長野県小諸市菱平一、
七八七 依田繁雄外
七百三十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じ
である。

第一〇一八号 昭和三十九年二月二
十九日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制
化に関する請願(七通)

請願者 栃木県那須郡西那須野
町三島一、二那須野路
農業協同組合長 井上
為三外三千五百三十八
名

紹介議員 坪山 徳弥君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じ
である。

第一〇二〇号 昭和三十九年三月二
日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制
化に関する請願

請願者 長野県伊那市大字西箕
輪六、五七九西箕輪農
業協同組合長 鈴木孫
十郎外四千五百七十一
名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六九六号と同じ
である。

第一〇八〇号 昭和三十九年三月四
日受理

国内産牛乳による学校給食制度の法制
化に関する請願(四通)

請願者 佐賀県多久市東多久町
大字別府多久市路農業
協同組合長 田代正己
外千二百二十八名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第九二二号と同じで
ある。

第九九四号 昭和三十九年二月二十
八日受理

養護教諭を配置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 石川県金沢市西泉町八
ノ三 岡田勝治外百七
十九名

紹介議員 小林 武君

学校教育法の改正を行ない、すべての
学校に養護教諭を配置すると共に養護
教諭の養成について抜本的施策を樹立
せられるよう予算措置を講ぜられたい
との請願。

請願者らは、過去十余年にわたり、養
護教諭を各学校に配置とするための請
願並びに陳情を衆議院、参議院に対し
て行なってきたが、これが解決のなさ
れない要因として、学校教育法の設置
条項の曲解並びに地方財政の窮乏、加
うるに養護教諭の配置基準が大規模中
心で、小規模学校の保健がなおざりの
状況にあると共に、養護教諭の養成対
策が不十分であるということにある。

第九九五号 昭和三十九年二月二十
八日受理

養護教諭を配置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 福井県鯖江市吉江町
尾武哲子外二百二十一
名

紹介議員 豊瀬 慎一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第九九六号 昭和三十九年二月二十
八日受理

養護教諭を配置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡嬬恋村大
前 滝沢敦男外二百四
十名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第九九七号 昭和三十九年二月二十
八日受理

養護教諭を配置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 群馬県群馬郡箕郷町生
原五七二 丸山マサ江
外五百五十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じ
である。

第九九八号 昭和三十九年二月二十
八日受理

養護教諭を配置とするための学校教育
法の一部改正等に関する請願

請願者 埼玉県飯能市大字赤沢

五七六 森すい外三百十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第九九四号 昭和三十九年二月二十八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大字大宮 一、一五九 長島当次 外四百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和三十九年二月二十八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市大字岸槻 二、七〇七 六沢正光 外三百五十九名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一〇〇一号 昭和三十九年二月二十八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 千葉県船橋市宮本町五ノ二、六五九 河合つね子外三百五十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一〇〇二号 昭和三十九年二月二十八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 茨城県土浦市栄町三、一四五ノ二 山本英外九十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一〇〇三号 昭和三十九年二月二十八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県川西市東多田滝地一八 藤田しづ江外五百三十九名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一〇〇四号 昭和三十九年二月二十八日受理

養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市門戸荘五四 瀬野加代外七百十九名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第一〇〇四一号 昭和三十九年三月三日受理

学校警備員制度確立に関する請願

請願者 広島市雄略町三三〇 広島県教職員組合内 成田健造

紹介議員 松本 賢一君

小、中学校にも警備員を配置し、教職員が宿日直勤務から解放されて本務に専念し、義務教育の向上に精進できるように、左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、「学校警備員の設置に関する法律」の成立を促進すること。
二、法律が制定されるまでの間、各市町村に警備員配置のための財源補償（たとえば、教職員に支給されている宿日直料を市町村に交付し、それをもつて警備員を配置する等）を行なうこと。

三、各市町村が学校警備員を配置したら、教職員の宿日直勤務を廃止するよう指導すること。

教職員の宿日直は、学校教育法第二十八條でも明らかなように教師の本務ではない。また、休日における女子教員の日直勤務は、労働基準法第六十一條に反するばかりでなく、昨年二月三日福山市及び浮安郡内の小学校で日直勤務中の女子教員に対する暴行傷害事件があつたように非常に危険がある。現在教師が十時間から十一時間の超過勤務をしていることは、文部省などの資料によつても明らかであるところであるが、さらに市町村長の許可によつて宿日直の業務命令を出せるといふ解釈は、労基法に精神に照らしても大いに疑問である。

第一〇〇六〇号 昭和三十九年三月三日受理

公立高等学校の教職員定数増員等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町

ひばりヶ丘団地八二ノ一〇五 戸石泰一

紹介議員 山高しげり君

公立高等学校の教職員定数増員等に関する、左記事項の実現を図りたいとの請願。

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（高校定数法）を次の内容で改正すること。
（一） 定時制高校教員の最低配置保障を十二名に引き上げること。
（二） 夜間定時制高校には養護教諭を必置とすること。
（三） 実習助手の増員を図るとともに、附則第四項を削除すること。
（四） 事務職員の定数は高校設置基準により算定した数とすること。
（五） すしづめ解消のため附則第五項及び第六項を削除すること。
（六） 特殊学校高等部の教職員定数を、この法律に準ずるよう明確にすること。

二、生徒数五十名あるいは四十名以上のすしづめ学校及びヤミ学級をただちに解消すること。

三、高校定数法附則第五項及び第六項削除によつて必要となる財源を確保し、定員を増加するための保障措置を講ずること。

四、非常勤講師はあくまでもこれを定数のわく外とし、現在本務的、常勤的非常勤講師についてはすみやかにこれを常勤教員として任用すること。

五、私費負担教職員の解消と、これら教職員の身分保障を図り、父母の負担を全国的に禁止すること。

公立高等学校の設置、適正配置及び教

職員定数の標準等に関する法律は、高校教育本来の目的に立脚するとき、適正な指導と学習活動を展開するためにきわめて不十分である。とくに、すしづめによる過大学級の存在は、教職員の定員配置の低さと相まって教職員に過重な労働を押しつけている。教育の効果をあげ、学校運営をより円滑にし、適正なる教職員の配置によつて、高校教育の水準向上に資するため、教職員定数を増員する措置をすみやかに講ぜられたい。（資料添付）

第一〇八二号 昭和三十九年三月四日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 岩手県一関市下街一 佐々木一郎外四百九十九名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

第一一〇七号 昭和三十九年三月五日受理

建国記念の日制定に関する請願（十通）

請願者 群馬県相生市琴平町二 七三 鍋木兼雄外一万三千四百六十五名

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第九〇三号と同じである。

昭和三十九年三月二十三日印刷

昭和三十九年三月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局